【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 北海道財務局長

 【提出日】
 平成21年9月28日

【事業年度】 第35期(自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】株式会社インサイト【英訳名】INSIGHT INC.【代表者の役職氏名】代表取締役 浅井 一

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北四条西三丁目1番地

【電話番号】011 - 233 - 2221 (代表)【事務連絡者氏名】取締役管理部長 工藤 禎

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北四条西三丁目 1 番地

【電話番号】011 - 233 - 2221 (代表)【事務連絡者氏名】取締役管理部長 工藤 禎【縦覧に供する場所】証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 | | 第31期 | 第32期 | 第33期 | 第34期 | 第35期 |
|--------------------------------|------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 決算年月 | | 平成17年6月 | 平成18年6月 | 平成19年6月 | 平成20年6月 | 平成21年6月 |
| 売上高 | (千円) | 1,179,414 | 1,256,774 | 1,442,964 | 1,613,978 | 1,519,380 |
| 経常利益 | (千円) | 88,794 | 91,843 | 83,074 | 80,075 | 54,086 |
| 当期純利益 | (千円) | 23,433 | 51,428 | 48,757 | 43,089 | 29,609 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 | (千円) | - | 1 | - | - | 1 |
| 資本金 | (千円) | 10,000 | 30,000 | 90,000 | 135,500 | 135,500 |
| 発行済株式総数 | (株) | 20,000 | 300,000 | 420,000 | 520,000 | 520,000 |
| 純資産額 | (千円) | 63,716 | 133,931 | 236,191 | 361,243 | 376,245 |
| 総資産額 | (千円) | 355,031 | 445,186 | 506,087 | 637,147 | 582,256 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 3,185.84 | 446.44 | 562.36 | 694.70 | 723.55 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) | (円) | 100 | 20 (-) | 20 (-) | 25 (-) | 20 (-) |
| 1 株当たり当期純利益金 額 | (円) | 1,021.66 | 437.56 | 131.77 | 94.42 | 56.94 |
| 潜在株式調整後1株当た リ当期純利益金額 | (円) | - | - | - | 94.34 | - |
| 自己資本比率 | (%) | 17.9 | 30.1 | 46.7 | 56.7 | 64.6 |
| 自己資本利益率 | (%) | 44.2 | 52.0 | 26.3 | 14.4 | 8.0 |
| 株価収益率 | (倍) | - | - | - | 5.38 | 7.11 |
| 配当性向 | (%) | 9.8 | 4.6 | 15.2 | 26.5 | 35.1 |
| 営業活動によるキャッ シュ・フロー | (千円) | - | 99,015 | 18,761 | 31,587 | 5,096 |
| 投資活動によるキャッ シュ・フロー | (千円) | - | 20,065 | 3 | 228,159 | 9,942 |
| 財務活動によるキャッ シュ・フロー | (千円) | - | 5,880 | 14,339 | 78,612 | 13,113 |
| 現金及び現金同等物の期 末残高 | (千円) | - | 185,221 | 218,325 | 100,365 | 102,290 |
| 従業員数 | (人) | 18 | 20 | 28 | 28 | 30 |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 当社株式は、証券会員制法人札幌証券取引所の承認を得て、平成20年2月20日にアンビシャス市場に上場をいたしました。

- 5.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第31期及び第32期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第33期については、ストックオプションによる潜在株式がありますが、非上場であるため期中平均株価が把握できないため、第35期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
- 6.自己資本利益率については、期首期末平均純資産額に基づいて算出しております。なお、第31期の期首純資産額は42,283千円であります。
- 7.株価収益率については、第33期までは非上場であるため記載しておりません。
- 8.第34期の1株当たり配当額には、上場記念配当5円を含んでおります。
- 9.第32期及び第33期の財務諸表については証券取引法第193条の2の規定に基づき、第34期及び第35期については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。なお、第31期については監査法人ハイビスカスの監査を受けておりません。
- 10.従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役を含んでおりません。

2 【沿革】

| 年月 | 事項 |
|-----------|---|
| 昭和50年6月 | 広告印刷物の制作を目的として、札幌市に株式会社大利企画設立。資本金1,000千円。 |
| 昭和54年6月 | 株式会社ダイリに商号変更し資本金を4,000千円に増資。 |
| 昭和58年11月 | 資本金を10,000千円に増資。 |
| 昭和62年 5 月 | 商号を大利広告株式会社に変更し、制作業から広告代理業へ転換。 |
| 平成 2 年11月 | 現社長浅井一が代表取締役就任。 |
| 平成12年12月 | 社団法人北海道広告業協会に加盟。 |
| 平成16年 9 月 | 青森市に青森オフィス開設。 |
| 平成18年 5 月 | 資本金を30,000千円に増資。 |
| 平成18年7月 | 商号を株式会社インサイトに変更。 |
| 平成18年11月 | 資本金を90,000千円に増資。 |
| 平成18年12月 | 個人情報管理システムの審査を受けプライバシーマークの付与認定を取得。 |
| 平成20年 2 月 | 資本金を135,500千円に増資。札幌証券取引所アンビシャス市場に上場。 |
| 平成20年9月 | 東京都に東京オフィス開設。 |

3【事業の内容】

当社は、事業領域を、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する広告宣伝(プロモーション)を企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「プロモーションパートナー業」と定め、主に住宅不動産業、流通小売業、及びアミューズメント業のクライアント企業を対象とした、広告戦略及び販促計画の立案、並びに新聞折込チラシ、マスメディア広告、販促物等の企画及び制作を行っております。

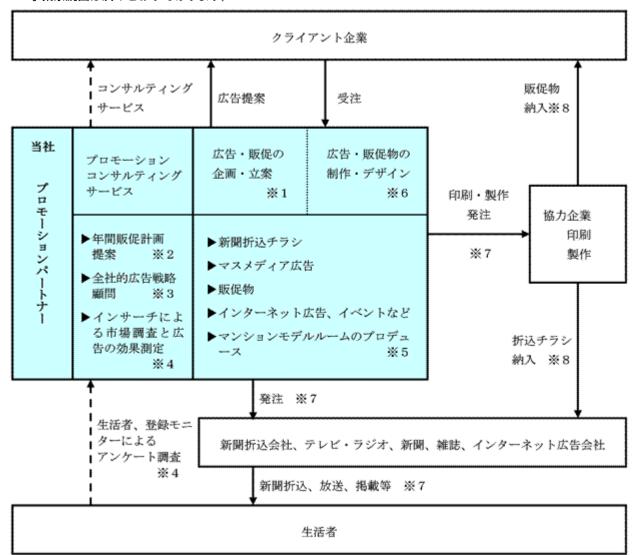
また、当社独自の市場調査及び広告効果測定のためにインターネットサイト「インサーチ(INSEARCH® http://www.insearch.jp/)」を運営し、クライアント企業の要望に応えるべく生活者の声を反映した広告宣伝を企画しております。

当社は、プロモーションパートナー業として単一事業を営んでおります。品目別の内容は以下のとおりであります。

| 品目 | 内容 |
|----------|---|
| 新聞折込チラシ | 新聞折込チラシの企画制作、折込チラシの製作、新聞折込の手配 |
| マスメディア広告 | テレビ・ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作、放送及び掲載の手 |
| | 配 |
| 販促物 | カタログやPOP等の印刷物、プロモーション映像、ダイレクトメール、 看板等の企画制作及 |
| | び製作 |
| その他 | インターネット広告、集客イベント等の企画制作及び運営 |

[事業系統図]

事業系統図は次のとおりであります。



- 1 当社は、特定の広告手法や広告媒体に特化することなく、クライアント企業各社それぞれの集客戦略及び販売戦略を実現するために最適な広告宣伝を企画立案して、そのために最適な広告手法及び広告媒体を提案、受注しております。
- 2 当社は、流通小売業のクライアント企業に対して年間販促計画を立案し提案しております。これはクライアント企業の販売戦略に基づく商品構成、販促形態を立案して、販促予算との対応から、具体的な実施計画としての年間販促計画や集客イベント及び広告手法と広告媒体などを総合的に提案するものです。
- 3 当社は、クライアント企業からの要請を受け、広告顧問としてクライアント企業の広告宣伝への助言をしております。これはクライアント企業の広告宣伝全般についてのプロジェクトアドバイザーを委嘱されて、全社的な広告宣伝戦略の立案に参加し意見を述べ、また日常的な広告宣伝の実施内容についても定期的にモニタリングして意見を述べるものです。
- 4 当社は、インターネット上に当社独自のマーケティング調査サイト「インサーチ (INSEARCH® http://www.insearch.jp/)」を運営しており、クライアント企業の個々の案件ごとに、ターゲットである生活者の意識調査及び当社の制作した広告の効果測定を実施しております。これらの市場調査及び広告の効果測定結果を分析して、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略に最適な広告宣伝を企画立案し提案しております。
- 5 当社は、マンション販売におけるモデルルームをプロデュースしております。これはクライアント企業と販売戦略を協議してモデルルームの訴求コンセプトを策定し、そのコンセプトを具現化する内装、家具及び照明の選定など具体的なビジュアル表現を提案するものです。提案が受入れられた場合は、設計施工会社と共同でモデルルームを設置します。
- 6 当社は、社内に制作部門を有し、広告のデザイン制作を専門に行うデザイナー及び広告の文案制作を専門に行うコピーライターが、個々の案件ごとにクライアント企業の要望に基づいた、当社オリジナルなデザイン及びコピーを制作しております。
- 7 新聞折込、放送、掲載等は媒体社に発注しております。一部のデザイン制作について、協力企業に外注しております。 協力企業のデザイン品質を、当社において社内制作と同様に監督し、品質管理しております。
- 8 折込チラシ印刷、販促物の印刷や製作は全て協力企業に外注しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成21年6月30日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) | |
|---------|---------|-----------|-----------|--|
| 30 | 35.6 | 4.5 | 4,034,495 | |

- (注)1.従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役及び臨時雇用者(パートタイマー等)は含まれておりません。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、国際的な金融危機の発生による世界的な景気後退が拡大する中、円高による輸出の急激な落ち込みなどにより、生産活動や企業収益が大幅に低下するとともに、設備投資の抑制、個人消費の低迷、雇用環境の悪化が続きました。この結果、景気は急速に悪化が続き、企業部門・家計部門ともに一段と厳しいものとなりました。

一方、北海道経済におきましても、全国同様にさらなる景気後退により生産活動や企業収益の低下による設備投資の抑制、雇用・所得環境の悪化が拡大するとともに、個人消費や住宅投資も著しく低迷し、来道観光客数が前年を下回り低調に推移するなど、道内の景気は一層の悪化が続く状況となりました。

広告業界は、全業種における広告費削減傾向が強まり、マスメディア4媒体が大きく減少するなど平成20年の総広告費が5年ぶりに減少に転じ、さらに下期においては、全業種にわたり広告費の急激な減少が顕著となりました。特に、当社の重点分野のひとつである住宅不動産業界は、市況環境が一層厳しいものとなり、事業の中止や延期による広告出稿の減少並びに削減が深刻な状況となりました。

このような環境の中、当社におきましては、既存クライアント企業からの受注増加並びに新規クライアント企業 の獲得に努め、また販売費及び一般管理費は発生経費を最小限度にとどめるよう抑制し、収益確保に取組んでまい りました。

当社はプロモーションパートナー業として単一事業を営んでおり、その品目別の売上高は次のとおりであります。新聞折込チラシの売上高は1,014,837千円(前期比 5.7%減)となりました。また、マスメディア4媒体の売上高は197,023千円(同 20.9%減)となりました。販促物の売上高は277,000千円(同 2.0%増)、その他品目の売上高は30,519千円(同 78.6%増)となりました。

売上高は減少に転じ、また売上総利益率も18.8%(前期実績20.4%)、営業利益率も2.7%(同 5.9%)とそれぞれ前期実績を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,519,380千円(前期比 5.9%減)、売上総利益は285,978千円(同 13.2%減)、社内発生原価と販売費及び一般管理費の抑制に努めましたが、売上総利益の減少を補填するまでには及ばず、営業利益は41,137千円(同 56.7%減)となりました。保険解約返戻金の営業外収益の計上により経常利益は54,086千円(同 32.5%減)、法人税等の計上により当期純利益は29,609千円(同 31.3%減)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、法人税等の支払いによる支出が34,080千円(同11.5%増)、並びに配当金の支払いによる支出が12,768千円(同52.0%増)あったものの、税引前当期純利益を53,558千円計上(同29.9%減)した結果、前事業年度末に比べ1,924千円増加(前年同期は117,959千円減少)し、当事業年度末には102,290千円(前年同期比1.9%増)となりました。

また当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動の結果得られた資金は5,096千円(前年同期比83.9%減)となりました。その主な要因は、税引前当期純利益を53,558千円計上したこと、並びに売上債権減少による収入44,411千円及び仕入債務減少による支出62,270千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果得られた資金は9,942千円(前年同期は228,159千円の使用)となりました。その主な要因は、定期預金の払戻と預入との差額による収入12,500千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果使用した資金は13,113千円(前年同期は78,612千円の獲得)となりました。その主な要因は、配当金の支払いによる支出12,768千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、集客戦略及び販売戦略のための広告宣伝を企画・制作する「プロモーションパートナー業」を事業とするサービス業であり、提供するサービスの性格上、その内容、構造、形式等が一様ではなく、生産実績の記載に適さないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

| 品目別 | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) | 前年同期比(%) |
|----------------|--|----------|
| 新聞折込チラシ (千円) | 1,014,837 | 5.7 |
| マスメディア4媒体 (千円) | 197,023 | 20.9 |
| 販促物 (千円) | 277,000 | 2.0 |
| その他 (千円) | 30,519 | 78.6 |
| 合計 (千円) | 1,519,380 | 5.9 |

(注) 1.最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) | | |
|-----------------|--|-------|--|-------|--|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) | |
| 株式会社カネマツ | 710,585 | 44.0 | 697,573 | 45.9 | |
| マックスバリュ北海道㈱ (注) | 314,975 | 19.5 | 174,406 | 11.5 | |

- 2.マックスバリュ北海道株式会社について、平成20年4月1日を効力発生日として、同社が存続会社となり株式会社ジョイを吸収合併し、当社の取引口座は、マックスバリュ北海道株式会社に継承開設されました。以上から、上記の同社向け売上数値のうち前事業年度については、平成20年3月までの株式会社ジョイへの売上と平成20年4月以降のマックスバリュ北海道株式会社への売上を合算して記載しております。
- 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1)現状の認識について

昨年の世界金融危機に端を発した全世界的経済恐慌が、我国経済にも甚大な影響を与え、製造・流通・住宅分野をはじめ雇用状況にいたるまで全体的な不況が継続しております。広告分野においても、深刻な経済情勢を反映して全業種において広告販促費が削減縮小されています。そのなかで、広告主であるクライアント企業は従前に増して広告宣伝の効果を求める傾向が強まっています。当社が今後も継続して発展拡大していくためには、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略の実現に有効な広告宣伝を企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「プロモーションパートナー業」として、より一層効果的な提案を継続することにより、競合他社と自社を差別化することが最も重要であると認識しております。

一方、広告媒体の変化としては、広告の直接的な効果が求められる傾向から、テレビ・新聞掲載等のマスメディア広告分野が大幅に減少し、折込チラシ・DMなどのセールスプロモーション分野は微減なものの、インターネット広告関連分野が引き続き増加し、フリーペーパーや携帯電話等を媒体とする分野が増加しています。当社を含め広告業界全体として今後この変化がさらに顕著になるものと考えられ、大規模な広告に加えて、よりターゲットを絞り込んだ、よりキメ細かな広告伝達が求められている状況であります。当社が競合他社と差別化するためには、特定の広告手段に特化することなく、クライアント企業の要望に適した、より効果のある広告内容及び広告方法を提案する能力を高めていくことが必須であると認識しております。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

広告宣伝の企画・立案力の強化

クライアント企業の要望に基づき、より絞り込んだターゲット層に対して訴求するメッセージを明確にするとともに、多様化した広告媒体から最適な方法と手段を選択して、より具体的でより効果のある広告宣伝を提案する能力を 高める必要があります。

新規顧客の獲得

当社の広告業は、経済全体の好不況もさることながら、当社に発注していただくクライアント企業個々の業績に大きく影響されます。また、事業の性格から顕著な参入障壁がなく、さらにクライアント企業は重要な障害なく発注先を変更可能です。当社が継続的に発展拡大するためには、常に新規クライアント企業の獲得を可能にする能力を高める必要があります。この場合の「新規クライアント企業」とは、既に競合他社と取引がある企業が既存の取引先から当社に変更することを意味しております。

人材の確保・育成

当社の広告業は、製品や店舗によって差別化されるものではなく、クライアント企業との打合せとそれに基づく提案内容によって差別化を図るという特徴があります。このことから、他業種と比較して、営業部門及び制作部門の社員一人ひとりの能力がより一層重要であります。社員一人ひとりの能力をいかに高め、いかに引き出すかが当社の取組むべき最も重要な課題のひとつであります。

(3)対処方針

独自の企画と提案

広告業の性格上、広告宣伝に使用する広告媒体については他社と共通であり、使用する広告媒体による差別化は困難です。したがいまして、競合他社にできない当社独自の企画と提案により競合差別化を図ることが必要です。そのため、クライアント企業の要望に応えて、当社だけが提供できる情報を当社提案内容に付加する能力を強化する方針です。

独自のデザイン、コピー

当社の強みは、自社内の制作部門による当社独自のデザインとコピーの訴求力であります。とくに住宅不動産分野における新築分譲マンションの販売広告において当社のビジュアル表現には高い評価を得ております。この住宅不動産分野におけるビジュアル表現力をより一層高めるとともに、他の分野においても、新規顧客開拓のために、当社のビジュアル表現力をより有効に積極的に活用する方針です。

全社員の能力向上

社員一人ひとりの能力を高めるために、全社員を対象にして公正で効果的な人事制度を整備強化するとともに、比較的経験の浅い若年社員の教育訓練を重点的に実施する方針です。あわせて、即戦力となる経験者を中堅社員として 積極的に中途採用する方針です。

(4)具体的な取り組み状況

インサーチ (INSEARCH® http://www.insearch.jp/)の運営

当社は、当社独自の市場調査及び広告効果測定インターネットサイト「インサーチ(INSEARCH® http://www.insearch.jp/)」を運営し、クライアント企業の要望に応えるべく生活者の声を反映した広告宣伝を企画しております。この「インサーチ」のマーケティング調査をより一層充実したものとし、当社独自の企画提案に活用することにより、一層の競合差別化を図る所存です。

企画・制作部門の増強

当社の強みである社内企画・制作部門の増強を進めており、即戦力となる中堅レベルの経験者を中途採用し増員しております。また、当社独自の企画力並びにデザイン・コピーの品質を高めるために、Webデザイン並びにグラフィックデザインにおいて、社外のフリーデザインディレクターと顧問契約を締結して、Web・グラフィックデザイン及びコピーの制作指導・品質確認、及び社員の育成を委託し補完しております。

当社独自の目標管理制度と教育訓練

当社独自の人事評価制度を導入し目標管理制度を実施しております。これは、社員一人ひとりについて、きめ細かく半年間の各種目標を設定し評価するとともに、毎月その目標に対しての当月の計画・実績及び来月の計画を上司と本人が話合うものであります。当社の小規模組織運営においては、階層別集合教育等よりも個人別のJTが小規模組織運営の強みを活かすことになると考えております。社員個人一人ひとりの成長について、毎月具体的に本人と上司が話し合い、指導及び助言を実施しております。

また、年間を通して教育研修計画を作成し、一人ひとりの社員が広告業界の変動に対応する能力を高めるべく、広告業界において著名なフリーコンサルタントに通年の講師を委嘱して社員の教育訓練を実施しております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社事業展開上のリスク要因となる可能性の主な事項を記載しております。また、必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中における将来に係る事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

広告業に関するリスクについて

- 1) 市場環境の変動について
- 当社のクライアントである広告主としての各企業は、経済動向や企業業績に応じて広告費を調整する傾向があるため、当社を含む広告業界の会社の業績は、国内の景気動向全般に大きく影響を受ける傾向にあります。そのため、多業種のクライアント企業を獲得することで景気動向の影響を軽減するようにしておりますが、国内経済の低迷が長期化した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。
- 特に、当社は地域密着型の広告会社として、各種業種のクライアント企業に対するプロモーション活動を展開しておりますが、特定の地域における消費動向が著しく低迷した場合や、異常気象及び大規模な震災等によりこれらの地域における経済情勢が悪化した場合には、当社のクライアント企業の業績が悪化し、当社の財政状態及び経営成績に直接的な影響を受ける可能性があります。
- 2) クライアント企業の業種について

当社は地域に密着した事業展開をおこなっており、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション(以下「SP」という)の売上割合が高いことから、当社のクライアント企業の業種別構成は、SPの主要顧客層である流通小売業、住宅不動産業及びパチンコホール業が比較的高い割合となっております。

当社は、クライアント企業の業界全体の動向変動や、特定クライアント企業の広告費変動による影響を軽減するために、多業種にわたる顧客基盤の構築及び新規取引先の開拓等を図っておりますが、当社のこれらの対応が不充分な場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- 3) 企画提案力と広告会社間の競合について
- 当社の事業である広告事業は、特定の技術や商品に依存しない企画提案型のサービス業であることから、特定の技術や商品の陳腐化という問題はありませんが、一般的な広告主は、広告会社の企画力、取引上の信頼性及び価格等を総合的に考慮して取引先の選定を行います。当社は、社内にクリエイティブと呼ばれる企画制作部門を有して当社独自の企画並びに広告表現を提案することを強みとしており、企画提案力の強化及び地域広告会社として地場企業の特性を生かした営業活動により、クライアント企業の満足度を高め、競争力の維持及び強化を図っております。
- 当社は、地元の有力広告会社及び大手広告会社の地方拠点と競合状態にあり、顧客獲得競争が激化する傾向にあります。将来、顧客獲得をめぐる競合が一層激しくなり、当社の企画提案力が相対的に低下して、地域市場シェアを確保できなくなった場合、あるいは競争激化により広告費の受託金額が著しく低下した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。
- 4) 広告媒体間の競合激化による影響について

当社の特長は、特定の広告媒体(メディア)に特化することなく、クリエイティブ型広告会社として常にクライアント企業の販促プロモーションに最適な企画をおこない、プロモーションパートナーとして都度最適な広告媒体を選択して提案していることであります。そのため、広告業界においてメディアバイイング型と呼ばれている、特定の広告媒体を事前に仕入れて販売することはおこなっておりません。したがって、特定の広告媒体の動向による増減が直接的に当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性は、メディアバイイング型広告会社のように高くはありません。

また、当社は地域密着型の広告を得意としており、当事業年度において、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション(以下「SP」という)の売上高が全体の85.0%を占め、テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌のマスメディア4媒体の売上高は全体の13.0%、インターネット広告の売上高は2.0%となっております。

広告市場全体としては、近年、インターネット等新たなメディアを使用する広告が拡大し、マスメディア4媒体が減少傾向、SPは微減傾向となっております。当社の認識としては、地域限定性のないインターネット広告等は、既存の広告手段とりわけ地域特定的な広告手段であるSPと相互に補完的な関係にあり、広告市場の拡大に貢献するものであると位置付けております。当社は、インターネット広告等の新たなメディアと、SP並びにマスメディア4媒体の既存メディアとを効果的に使い分け、新旧メディアの相乗効果による最適プロモーションの企画提案による事業拡大に取り組んでおりますが、今後、社会情勢や環境の変化等により、新旧メディアがどのように広告市場全体を構成していくかは、予想困難であります。新たなメディアが既存メディアを代替して既存メディアによる広告需要が著しく低下した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5) 媒体社との取引について

当社の売上高を、広告媒体料金である媒体売上高(注)と、広告物や販促物を企画・作成する制作売上高(注)とに分類しますと、当事業年度において、折込、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体売上高が52.2%を占めております。当社は必要なすべての媒体社と良好な取引関係を継続しており、また、クライアント企業に最適な企画提案と都度最適な広告媒体を選択提案していることから、特定の広告媒体や媒体社に特化または依存をしていないため、特定の媒体社との取引関係が変化することによって直接的に当社の財政状態及び経営成績が著しい影響を受けることはありません。

しかしながら、何らかの事情で複数の媒体社との取引解除や取引条件の悪化などが生じた場合でかつ、当社がそれらの変化に的確に対応できなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)当社を含め広告会社の売上高は、新聞折込やマスメディア4媒体等の広告媒体料金である媒体売上高と、 チラシやDM等の広告物や販促物を作成する制作売上高とで構成されます。前記D.の当社売上高構成比 率は、この二つの売上高の合計によるものです。

6) 広告業界における取引慣行について

当社はクライアント企業からの受注に基づき媒体社との広告取引並びに協力会社と外注取引をおこないますが、広告業界の取引慣行として、広告会社は広告主の代理人としてではなく、自己の責任で媒体社及び協力会社との取引をおこなうことが慣行となっております。そのため、広告主の倒産等により広告料金を回収できない場合には、広告会社は媒体社及び協力会社に対して、広告媒体料金及び外注費等の支払債務を負担することになります。

また、クライアント企業から広告内容の変更等について柔軟で機動的な対処が求められることから、広告業界では契約書を締結しないことが一般的な慣行となっております。継続的な取引関係が成立している広告主との間にあっても、基本契約及び個別契約を締結しないことが一般的であります。このため、取引内容、条件について誤解及び疑義が生じ、不測の事故または紛争が生じる可能性を内包しております。

当社では、当該不測の事態の発生を可能な限り軽減するべく、個別契約書に代わるものとしてクライアント企業から広告申込書(発注書)を入手することにより、取引上のトラブルを未然に防止する体制としておりますが、上記のような取引慣行が続き文書による取引がなじまないことから、すべての広告申込書(発注書)を入手できない場合があります。また、基本契約の締結が極めて困難なことから、取引条件等の明示的かつ継続的な確認が書面化されておりません。その結果、不測の事故または紛争が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7) 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社の販売先のうち、当事業年度における上位2社である株式会社カネマツ及びマックスバリュ北海道株式会社 (旧株式会社ジョイ)に対する売上はそれぞれ下記のとおりであり、その合計は前事業年度において売上高の63.5%、当事業年度において57.4%を占めております。

| 相手先 | 前事業 ^在 (平成20年 | | 当事業年度 (平成21年 6 月期) | | |
|-----------------|----------------------------|-------|-----------------------|-------|--|
| (株)カネマツ | 710,585千円 | 44.0% | 697,573千円 | 45.9% | |
| マックスバリュ北海道㈱ (注) | 314,975千円 | 19.5% | 174,406千円 | 11.5% | |
| 合計 | 1,025,560千円 | 63.5% | 871,980千円 | 57.4% | |

上記企業とは、継続的かつ安定した良好な取引関係にあり、今後更に取引の維持拡大に努める方針であります。 一方、特定の取引先への依存度を低減させるべく、他の既存取引先への売上拡大及び新規取引先への売上獲得に 積極的に取組んでおります。

しかしながら、何らかの事情で上記企業との取引が大幅に減少し、かつ、他の既存取引先の売上拡大及び新規取引 先への売上獲得が順調に進まない場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がありま す。

なお、株式会社カネマツは、当社株式10,000株(発行済株式の1.92%)を所有しております。同社との取引条件の内容、及び取引条件の決定方法は、他の取引先と同様であり適正価格で取引をおこなっております。

(注)マックスバリュ北海道株式会社について、平成20年4月1日を効力発生日として、同社が存続会社となり株式会社ジョイを吸収合併し、当社の取引口座は、マックスバリュ北海道株式会社に継承開設されました。以上から、上記の同社向け売上数値のうち前事業年度については、平成20年3月までの株式会社ジョイへの売上と平成20年4月以降のマックスバリュ北海道株式会社への売上を合算して記載しております。

8) 法的規制等について

当社の事業である広告業には、不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法等による一般的行政規制や著作権法、商標法、不正競争防止法等の制限があるほか、広告主の業界によって様々な法的規制及び自主規制が設けられております。業界に関連する法的規制としては、薬事法、宅地建物取引業法、旅行業法、割賦販売法、特定商取引法等による規制があり、広告の内容制限や表示義務等が定められております。また、業界ごとの自主規制としては、事業者団体が公正取引委員会の認定を受けて設定している公正競争規約、パチンコホール業界の広告自主規制、広告主や広告団体が定める広告倫理要綱、並びに媒体社の団体や各媒体社が独自に設定している、媒体掲載・考査基準があります。

当社はこれらの法的規制、各種規約及び基準、並びに自主規制等の遵守について、広告制作物等による当社のプロモーションサービスの重要性を認識し、社内規定で定めた手順及びチェック表による確認を徹底する体制を確立し、また必要に応じて外部専門機関への問合せ確認を徹底しており、これまでに問題や懸念が生じたことはありません。しかし、これらの法的規制や自主規制等の強化、新設等により、広告の内容、規模、回数または手法等が制限され、クライアント企業の広告活動を抑制する事態が発生した場合、または広告制作物が著作権法等に抵触する懸念が発生し、損害賠償請求、使用差し止め請求等の訴えを起こされた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の事業である広告業そのものには業法規制はないものの、事業者として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法などの法的規制を受けております。当社はこれらの法的規制についても遵守を徹底しておりますが、各種法令の変化に対して当社が適切に対応できなかった場合には、当社の信用の低下により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。その他

1) 当社システムについて

当社は、マーケティングリサーチサイト「インサーチ (INSEARCH® http://www.insearch.jp/)」のサイト保守及びデータの保存管理を外部に委託しております。当該委託先は当社以外に多数の企業に対し同様のサービスを実施しているシステム会社であり、情報セキュリティ等の管理体制を含め充分に安心安全を確保しておりますが、万一システムダウンやシステムトラブル等の発生やデータ喪失などの不測の事態が発生した場合には、当社の信用の低下により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2) 情報等の取扱いについて

当社の業務の性質上クライアント企業の営業機密を扱うことがあるとともに、クライアント企業からプロモーション活動の委託を受け、委託業務遂行の一部としてクライアント企業から個人情報を一時的に預かることがあります。また、当社は、各種アンケート調査・マーケティング調査により個人情報を収集し管理しております。

当社は、これらの情報の適正な管理が当社の重要な責務であるとの認識に基づき、その取扱いには細心の注意を払うとともに、情報の取扱いについての社内規程の整備、定期的な従業員教育の実施、情報取扱い状況の内部監査、コンピュータシステムのセキュリティ強化、全従業員からの機密保持誓約書受領、並びに外注先との情報保守義務に関する合意書締結など、情報管理には万全を期した体制を構築しております。また、当社は「プライバシーマーク」を取得しており、個人情報の管理は、個人情報保護マニュアルに則って充分な注意を払い適切な取扱いをするとともに、漏洩や不正アクセスを防止する対策を講じております。

これまでに情報の漏洩による問題や事故は発生しておりませんが、何らかの事情によりこれらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3) 人材の確保及び育成について

当社はプロモーションパートナー業としての強みである企画提案力による競争優位性、並びにそれに基づく成長性の持続的確保は、社員一人ひとりの意欲と能力に基づいていることから社員の満足を重要な経営理念の一つと考えており、公正な評価と処遇及び労務環境の整備に努め、更なる品質及びサービスの向上に努めております。また、市場環境の変化に対応した教育訓練、研修等による人材育成と能力の向上を図るとともに、中途採用により即戦力となる優秀な人材の確保を進めております。

しかしながら、何らかの事情により優秀な人材の退職による流出や、中途採用による人材確保が困難な状態によって、当社の人材育成及び確保に支障が生じた場合には、当社の強みである競争力が低下し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4) 訴訟等について

当社に関連する訴訟、紛争は一切生じておりません。また、当社の事業内容、及び当社が法令等遵守を徹底している事実から、今後も当社に関連する訴訟、紛争の可能性は極めて低いものと考えております。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争等が発生した場合において、当社が的確に対応できなかった場合には、クライアント企業をはじめ社会的な信頼低下や、損害賠償支払等により当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当事業年度の経営成績についての分析

既存クライアント企業からの受注増加並びに新規クライアント企業の獲得に努め、また販売費及び一般管理費は発生経費を最小限度にとどめるよう抑制し、収益確保に取組んでまいりました。当事業年度の概要は下記のとおりです。

(売上高、売上総利益)

当事業年度の売上高は、クライアント企業の広告費削減の影響を受けましたが新規顧客獲得により1,519,380千円 (前期比 5.9%減)となりました。品目別の売上高では、新聞折込チラシは1,014,837千円(同 5.7%減)、マスメディア4媒体は197,023千円(同 20.9%減)、販促物は277,000千円(同 2.0%増)、その他品目は30,519千円(同 78.6%増)となりました。

また、売上総利益は285,978千円(同 13.2%減)となり、売上総利益率は、広告費削減の影響を受けた価格競争の激化により利益率が低下し、前事業年度の20.4%から1.6ポイント減少し18.8%となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,519,380千円(前年同期比 5.9%減)となり、社内発生原価と販売費及び一般管理費の抑制に努めましたが、売上総利益の減少を補填するまでには及ばず、営業利益は41,137千円(同 56.7%減)、経常利益は54,086千円(同 32.5%減)、当期純利益は29,609千円(同 31.3%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、人員増強のため人件費が増加した結果、244,841千円(同 4.4%増)となりました。営業利益は、41,137千円(同 56.7%減)となり、売上高営業利益率は、前事業年度の5.9%から3.2ポイント減少し2.7%となりました。

(営業外損益)

当事業年度の営業外収益は、受取利息982千円その他に加えて、保険解約返戻金10,816千円を計上した結果、13,202千円(同1,207.3%増)となりました。営業外費用は、リース会計に伴う支払利息36千円その他を計上し253千円(同98.4%減)となりました。前事業年度において上場費用12,516千円の計上があったことから大幅に減少したものです。

(経常利益)

当事業年度の経常利益は、54,086千円(同 32.5%減)となり、売上高経常利益率は、前事業年度の5.0%から1.4ポイント減少し3.6%となりました。

(特別損益)

当事業年度の特別利益は計上がなく、特別損失は、会員権評価損393千円その他を計上し527千円(同 85.4%減)となりました。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は、29,609千円(同 31.3%減)となりました。売上高当期純利益率は、前事業年度の2.7%から0.7ポイント減少し2.0%となりました。

(3) 財政状態についての分析

当社は回収サイトの長い売上債権がないこと、並びに広告業の特徴として重要な設備投資等の発生がないことから、当社の財政においては、利益剰余金及び資本金の増加が現金及び預金の増加となっております。この状態は、平成22年6月期以降においても継続するものと考えております。当事業年度の概要は下記のとおりです。

当事業年度末の資産は、総資産が前事業年度末に比べ54,890千円減少し582,256千円となりました。主な減少要因は、売掛金及び受取手形の減少であります。その内訳は下記のとおりです。

(流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ53,704千円減少し529,597千円となり、その主な要因は、売掛金及び受取手形の減少等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ1,185千円減少し52,659千円となり、その主な要因は、本社オフィス内部造作等の減価償却に伴う有形固定資産の減少等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ72,061千円減少し203,182千円となり、その主な要因は、買掛債務の減少等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度における固定負債の残高は、前事業年度末に比べて2,169千円増加し2,828千円となり、その主な要因は、 リース会計に伴うリース債務の計上によるものであります。

(純資産)

当事業年度における純資産の残高は、前事業年度末に比べ15,002千円増加し376,245千円となりました。その主な要因は、当期純利益29,609千円の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

前記(3)財政状態についての分析に記載しましたように、当社は回収サイトの長い売上債権がないこと、並びに広告業の特徴として重要な設備投資等の発生がないことから、当社の財政においては、利益剰余金及び資本金の増加が現金及び預金の増加となる状況です。したがって、当社の今後のキャッシュ・フローについての方針は以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フロー

継続的に利益を計上することにより得られたキャッシュ・フローは、積極的かつ効率的に営業活動に活用して、さらなる成長を達成するとの事業循環的成長を基本方針としております。この基本的な循環的成長に加え、営業利益から得られるキャッシュ・フローだけでは困難な、より将来的な成長基盤を確立するための人材確保や業務提携等など、戦略的な運転資金の使途を計画しております。また、当社の本業から生み出した営業活動によるキャッシュ・フローにより株主還元である配当金の源泉としたい考えでおります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当社の事業活動においては、設備投資や研究開発投資などの重要な固定資産投資はなく、重要な要素がないことから、一時的な余剰資金を定期預金等に預け入れる他には投資活動によるキャッシュ・フローは大きくなく、また大きな変化も予定しておりません。

財務活動によるキャッシュ・フロー

有価証券報告書提出日現在、有利子負債の残高はなく、また有利子負債の借入れ実行の予定はありません。将来的には、金利情勢の変化等を考慮して、有利子負債借入れの可能性を検討することがあると考えております。

株主還元については、財政状態及び経営成績の推移を見据えた上で、経営体質の強化のための内部留保と成果配分を 勘案しながら、利益額に応じて安定した配当を継続して実施することとしております。

当事業年度の概要については、前記「第2事業の状況 1.業績等の概要(2)キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4.事業等のリスク」において記載しております内容が、当社の経営成績に重要な影響を与える要因です。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。当社は30年を超える歴史のなかで、様々なリスク要因に遭遇し、都度それを克服して今日の企業文化を形成してまいりました。今後とも、新しい時代の変化に対応するとともに、経営成績に重要な影響を与えるリスク発生の回避及び発生した場合に備えた対応を続けてまいります。

詳細については「第2 事業の状況 4.事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、更なる継続的な成長を実現するために、平成20年6月期から平成21年6月期までの2期において経営体制の整備増強を図り、制作部門及び営業部門の強化を進めました。平成22年6月期においても、当社独自の企画提案力充実のために、継続して制作部門及び営業部門の強化を進める予定です。このことから、売上高は継続的に拡大していく計画ですが、平成20年6月期実績および平成21年6月期実績、ならびに平成22年6月期見込みにおいて、一時的に社内発生原価と販売費及び一般管理費の対売上高比率が上昇し、営業利益率の実績ならびに計画が若干減少しております。平成23年6月期以降においては、営業利益率は上昇に転ずる計画です。

「トータルプロモーションパートナーの位置付け」としてのクライアント企業を増やす。

「トータルプロモーションパートナーの位置付け」とは、単発の案件ごとの受注ではなく、全社的または年間の 広告宣伝や販促計画に関与し、クライアント企業の営業部門や販促部門と共同で計画を作成して、その結果として 個々の案件の当社受注が導かれるとの意味です。当社を、そのような「トータルプロモーションパートナー」と位 置付けをしていただくクライアント企業を、1 社ずつ確実に増やしていくべく営業活動を展開します。

既存顧客からの受注を拡大する。

既存クライアント企業の顧客満足度をより一層高めることにより、当社に対する評価をより高め、さらに集客戦略や販促戦略に有効で新規性のある当社独自の企画提案をして、クライアント企業の業績向上に寄与するとともに当社への受注を拡大するべく営業活動を展開します。

新規顧客の獲得、並びに首都圏事業基盤の確立。

当社の強みを活かした魅力ある企画提案による差別化により、新規顧客の獲得に注力します。また、東京オフィスの営業力強化により首都圏ビジネス展開の基盤を確立し事業規模の拡大を図ります。

以上の重点戦略を実現する具体的な実施状況については、「第2事業の状況 3.対処すべき課題(4)具体的な 取り組み状況」をご参照ください。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、プロモーションパートナー業として、クライアント企業から信頼され頼りにされる販促のパートナーとなること、高品質のプロモーション情報を発信して消費者の役に立つこと、当社の業績拡大により株主、従業員、取引先などのステークホルダーに貢献することを、当社の存在意義と認識しております。

当社のプロモーションパートナー業は、特定の商品や技術に依存することのない企画提案型のサービス業です。そのため、当社の継続的成長のために最も重要な要素は、企画提案力の継続的強化であり、そのためには社員一人ひとりの意識と能力の継続的な強化向上であると考えております。

一方、企画提案型のサービス業の特徴は、受注時点ではサービスの実態は未実現であり、受注後に開始するプロモーションの準備と実施を通じて企画提案の内容を実現していくことにあります。したがって、受注競争時点において重要な要素は、企画提案自体の品質に加えてクライアント企業からの信用と信頼であります。

以上から、当社の継続的成長を可能にするためには、当社の社会的信用を高めるとともに、優秀な人材の育成と確保が必要不可欠であるとの問題意識をもっております。

社会全体の傾向は二極分化が一層顕著となり、広告業界においても大手の寡占化並びに競争激化が進んでおります。また、インターネットに代表される新しい広告手段が急速に拡大しています。しかし、そのような二極分化、大手寡占化、インターネット広告などの状況変化のなかでも、当社が得意とする地域特定的な広告手段である折込チラシ等のセールスプロモーション(SP)に対する広告需要には大きな変化は見られず、この傾向は継続するものと考えられます。当社は、地域密着型クリエイティブ会社である当社の強みを活かし続けるとともに、インターネット広告関連分野などの新しい分野に積極的に挑戦してまいります。当社の社会的信用と、企業規模に相応しい経営管理体制並びに内部統制体制を継続的に充実強化していくことによって、当社独自の存在意義を高め続け、継続的な成長を可能とする方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の設備投資について、広告宣伝業においては事業を遂行するにあたり設備を必要としないことから、特記すべき 事項はありません。当事業年度における設備投資には、特記すべきものはありません。また、当事業年度において重要 な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成21年6月30日現在

| | | 帳簿価額 | | | | | |
|--------------------|-------|------------|------------|-----------------------|---------------|------------|-----------------|
| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 建物 (千円) | 車両運搬具 (千円) | 工具、器具 及び備品 (千円) | リース資産 (千円) | 合計 (千円) | 従業 員数 (人) |
| 本社 (札幌市中央区) | 本社事務所 | 9,596 | 92 | 9,725 | 3,880 | 23,295 | 27 |
| 青森オフィス (青森県青森市) | 青森事務所 | | - | 125 | - | 125 | 2 |
| 東京オフィス (東京都中央区) | 東京事務所 | - | - | - | - | - | 1 |

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 本社、青森オフィス及び東京オフィスの建物は賃借しております。
 - 3. リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

| 名称 | 数量 (台) | リース期間 | 年間リース料 (千円) | リース契約残高 (千円) |
|-------|-----------|-------|----------------|-----------------|
| 事務用機器 | 1 | 5年 | 625 | 2,031 |

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成21年6月30日現在) 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 1,200,000 |
| 計 | 1,200,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成21年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成21年9月28日) | 上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 520,000 | 520,000 | 札幌証券取引所 アンビシャス | 単元株式数100株 |
| 計 | 520,000 | 520,000 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

| | ルエルルム / / / / / / / / / / / / / / / / / / | | |
|--------------------------|---|-----------------------------|--|
| 区分 | 事業年度末現在 (平成21年 6 月30日) | 提出日の前月末現在 (平成21年 8 月31日) | |
| 新株予約権の数(個) (注)2. | 13,200 | 13,200 | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - | - | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 13,200 | 13,200 | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 500 | 500 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年11月16日から 平成23年6月30日まで | 同左 | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の | 発行価格 500 | 発行価格 500 | |
| 発行価格及び資本組入額(円) | 資本組入額 250 | 資本組入額 250 | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. | 同左 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。 | 同左 | |
| 代用払込みに関する事項 | - | - | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4. | 同左 | |

第2回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成21年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成21年 8 月31日) | |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------------|--|
| 新株予約権の数(個) | 9,000 | 9,000 | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - | - | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 9,000 | 9,000 | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 500 | 500 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年11月16日から 平成23年 6 月30日まで | 同左 | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の | 発行価格 500 | 発行価格 500 | |
| 発行価格及び資本組入額(円) | 資本組入額 250 | 資本組入額 250 | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. | 同左 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。 | 同左 | |
| 代用払込みに関する事項 | - | - | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4. | 同左 | |

第3回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成21年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成21年 8 月31日) | |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------------|--|
| 新株予約権の数(個) | 15,000 | 15,000 | |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - | - | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15,000 | 15,000 | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 500 | 500 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月1日から 平成25年6月30日まで | 同左 | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の | 発行価格 500 | 発行価格 500 | |
| 発行価格及び資本組入額(円) | 資本組入額 250 | 資本組入額 250 | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. | 同左 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の 取得については取締役会 の承認を要する。 | 同左 | |
| 代用払込みに関する事項 | - | - | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4. | 同左 | |

(注) 1.新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。かかる調整は、調整時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合には、当社は、吸収合併の条件、株式無償割当の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、必要と認める株式数の調整を行うものとする。

新株予約権発行後、当社がその普通株式につき株式分割(無償割当てを含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により出資価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後出資価額 = 調整前出資価額 × (共元分割・株式併合の比率)

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額を募集株式の払込金額として当社普通株式を発行しまたは会社の保有する普通株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の場合を除く。)には、次の算式により出資価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数とする。

調整後
出資価額調整前
出資価額×既発行株式数 + 処分する株式数 × 払込価額
新株発行前の株価既発行株式数 + 新規発行または処分する株式数

上記の他、当社は本新株予約権発行後に、本新株予約権の調整後出資価額を下回る価額をもって当社の普通株式を取得しうる新株予約権を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、出資価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、出資価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。

- 2. の新株予約権の数は、発行当初は次のとおりでしたが新株予約権者の退職により4,500個減少しております。 第1回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議) 17,700個
- 3.新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は 行使することができなくなるものとする。

本新株予約権を行使する以前に当社または当社グループ(将来の当社グループを含む)の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合・・・当該事実に該当した時

新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実に該当した時

新株予約権者が、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をした場合・・・当該事実に該当した時前3号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社が決定できるものとする。

- 4.組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予 約権者に対し、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、 以下の条件に沿った再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約書、新設合併契約、吸収分割 契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|----------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成18年5月30日 (注)1. | 40,000 | 60,000 | 20,000 | 30,000 | - | - |
| 平成18年6月30日 (注)2. | 240,000 | 300,000 | - | 30,000 | - | - |
| 平成18年11月29日 (注)3. | 120,000 | 420,000 | 60,000 | 90,000 | - | - |
| 平成20年2月19日 (注)4. | 100,000 | 520,000 | 45,500 | 135,500 | 45,500 | 45,500 |

(注) 1.有償株主割当

同日付で、株主に対してその所有株式1株につき新株式2株の割合をもって割当て、40,000株の新株式を発行 したことによるものであります。

発行価格 500円

資本組入額 500円

2 . 株式分割

同日付で、平成18年6月29日最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式を1株につき5株の割 合をもって分割したことによるものであります。

3.有償第三者割当

同日付で、120,000株の新株式を発行したことによるものであります。

発行価格 500円

資本組入額 500円

主な割当先:株式会社パートナーズ、株式会社北海道銀行

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

同日付で、新規公開時における公募により100,000株の新株式を発行したことによるものであります。

発行価格 1,000円

引受価額 910円

資本金組入額 455円

払込金総額 91,000千円

(5)【所有者別状況】

平成21年6日30日租在

| | | | | | | | | 3月30日現任 | |
|-----------------|----------------|------|--------------|------------|-------------|-----------|-------|---------|-----------|
| | | | 株式 | の状況(1単え | この株式数100 | 株) | | | 単元未満 |
| 区分 | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国》 個人以外 | 法人等 個人 | 個人その他 | 計 | 株式の状況 (株) |
| 株主数(人) | - | 2 | 3 | 20 | - | - | 386 | 411 | (11) |
| 所有株式数 (単元) | - | 240 | 77 | 888 | - | - | 3,995 | 5,200 | - |
| 所有株式数の 割合(%) | - | 4.62 | 1.48 | 17.08 | - | - | 76.82 | 100.00 | |

(6)【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%) |
|-----------------|---------------------|--------------|--------------------------------|
| 浅井 一 | 札幌市東区 | 201,000 | 38.65 |
| 本間 広則 | 札幌市北区 | 45,000 | 8.65 |
| 浅井 亮介 | 札幌市東区 | 30,000 | 5.76 |
| 浅井 昇平 | 札幌市東区 | 30,000 | 5.76 |
| 株式会社パートナーズ | 札幌市東区伏古7条3丁目1-28 | 16,200 | 3.11 |
| 株式会社北海道銀行 | 札幌市中央区大通西4丁目1番地 | 14,000 | 2.69 |
| ホープハウジングローン株式会社 | 札幌市中央区南4条西15丁目3番地5 | 13,300 | 2.55 |
| 中部印刷株式会社 | 静岡県浜松市南区東若林町1516番地2 | 12,000 | 2.30 |
| 森岡 幸人 | 札幌市中央区 | 10,000 | 1.92 |
| 浜谷 貴子 | 札幌市北区 | 10,000 | 1.92 |
| 株式会社北洋銀行 | 札幌市中央区大通西3丁目11番地 | 10,000 | 1.92 |
| 日本アジア投資株式会社 | 東京都千代田区永田町2丁目13-5 | 10,000 | 1.92 |
| 株式会社カネマツ | 神戸市中央区明石町32 | 10,000 | 1.92 |
| 計 | | 411,500 | 79.13 |

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

| | | | 1 13,21 + 0 / 100 日 7,1 上 |
|----------------|--------------|----------|---------------------------|
| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 520,000 | 5,200 | 単元株式数100株 |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 520,000 | | |
| 総株主の議決権 | | 5,200 | |

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

| 所有者の氏名又 は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合 計(株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|----------------|--------|--------------|--------------|-----------------|--------------------------------|
| | | - | - | - | - |
| 計 | | - | - | - | - |

(8)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法により、当社取締役、監査役及び従業員に対して付与することを、平成18年11月15日開催の臨時株主総会において決議されたものであります。

第1回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

| 決議年月日 | 平成18年11月15日 |
|------------------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 (注) | 従業員 8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | 同上 |

(注)本有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。なお、決議日時点の付与対象者は従業員13名であります。

第2回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

| 決議年月日 | 平成18年11月15日 |
|-----------------------|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 取締役 3名 |
| り与対象有の区方及び八数 | 監査役 1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す | 同上 |
| る事項 | IU.T. |

第3回新株予約権(平成18年11月15日開催の臨時株主総会決議)

| No a May 141, 2 marter (1 1990 to 1 1 1992 to Mingle to make 2 141 min 200 cm) | | | | |
|---|--------------------------|--|--|--|
| 決議年月日 | 平成18年11月15日 | | | |
| 付与対象者の区分及び人数 | 取締役 2名 | | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 | | | |
| 株式の数(株) | 同上 | | | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 | | | |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 | | | |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | | | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | | | |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 | | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 | 同上 | | | |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

配当政策の基本方針につきましては、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当による剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めており、今後中間配当の実施を検討する予定です。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、普通配当 1 株当たり20円を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は35.1%となりました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業展開に充当し、将来的には収益を通じて株主に還元していきたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1 株当たり配当額 (円) |
|--------------|----------------|---------------|
| 平成21年 9 月25日 | 10, 400 | 20 |
| 定時株主総会決議 | 10,400 | 20 |

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第31期 | 第32期 | 第33期 | 第34期 | 第35期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成17年6月 | 平成18年6月 | 平成19年6月 | 平成20年6月 | 平成21年6月 |
| 最高(円) | - | 1 | - | 771 | 550 |
| 最低(円) | - | 1 | - | 500 | 226 |

(注)最高・最低株価は札幌証券取引所アンビシャスにおけるものであります。

なお、平成20年2月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当 事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成21年1月 | 平成21年2月 | 平成21年3月 | 平成21年4月 | 平成21年5月 | 平成21年6月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 400 | 360 | 395 | 355 | 420 | 420 |
| 最低(円) | 330 | 275 | 226 | 241 | 390 | 345 |

(注)最高・最低株価は札幌証券取引所アンビシャスにおけるものであります。

なお、平成20年2月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有株式 数(株) |
|-------|--------|-----------------|--------------|--|---|-------|--------------|
| 代表取締役 | | 浅井 一 | 昭和33年12月18日生 | 昭和55年1月 昭和55年8月 平成元年8月 平成2年11月 | 当社入社 取締役就任 常務取締役就任 代表取締役就任(現任) | (注)3. | 201,000 |
| 常務取締役 | | 本間 広則 (注)1. | 昭和31年12月17日生 | 昭和60年7月 平成元年7月 平成2年11月 平成13年8月 | 当社入社 営業部長 取締役就任 常務取締役就任(現任) | (注)3. | 45,000 |
| 取締役 | 第1営業部長 | 中島 雅人 | 昭和44年6月4日生 | 平成 2 年 4 月 平成 8 年 7 月 平成13年 8 月 平成18年 6 月 | 当社入社 営業部長 取締役就任 取締役第1営業部長就任(現任) | (注)3. | 2,000 |
| 取締役 | 管理部長 | 工藤 禎 | 昭和29年5月20日生 | 平成 8 年12月 平成15年 8 月 平成17年10月 平成18年 6 月 | 株式会社ダイナックス入社 同社購買部長 当社入社 取締役管理部長就任(現任) | (注)3. | 6,000 |
| 取締役 | 第2営業部長 | 横濱 敦 | 昭和34年7月8日生 | 昭和63年8月 平成15年4月 平成18年1月 平成18年6月 | 株式会社創芸入社 同社営業部副部長 当社入社 取締役第2営業部長就任(現任) | (注)3. | 4,000 |
| 常勤監査役 | | 中村 博文 | 昭和17年8月1日生 | 昭和42年4月 平成11年2月 平成14年8月 平成14年8月 平成14年8月 平成18年3月 | 株式会社北海道相互銀行(現株式会社札幌銀行)入行 財団法人北海道科学技術総合振興センター出向 株式会社札幌銀行定年退職 財団法人北海道科学技術総合振興センター総務部次長就任 財団法人北海道科学技術総合振興センター総務部次長就任 財団法人北海道科学技術総合振興センター定年退職 当社監査役就任(現任) | (注)4. | |
| 監査役 | | 菅井 朗 (注)2. | 昭和36年7月28日生 | 平成7年10月 平成12年7月 平成18年6月 | 朝日監査法人(現あずさ監査法 人)入所 公認会計士菅井朗事務所開設 当社監査役就任(現任) | (注)4. | |
| 監査役 | | 森岡 幸人 (注)2 . | 昭和33年9月25日生 | 昭和57年4月 昭和63年10月 平成2年2月 平成2年11月 平成13年11月 平成18年6月 平成18年9月 | 株式会社レイク入社 ダイリツ興業株式会社(現株式会社 ダイリツ)営業管理部長就任 同社取締役事業本部長就任 株式会社パスキー取締役営業本部 長就任 同社代表取締役就任 同社和締役退任 当社監査役就任(現任) | (注)4. | 10,000 |

- (注)1.常務取締役本間広則は、代表取締役浅井一の義兄です。
 - 2. 監査役菅井朗及び森岡幸人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
 - 3. 平成21年9月25日から平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - 4. 平成19年10月25日から平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時まで。

- 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「新しい価値と満足を顧客に、新鮮で高質な情報を生活者に、ゆとりと感動のある生活を社員とともに」を企業理念とし、株主やクライアント企業をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値を継続して高めていくことを経営の最重要課題として位置付けております。企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、以下 の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の充実・徹底に努めております。

1) 社会に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施を重視いたします。

具体的には、次のように体制を整備するとともに、法令、取引所規則、及び他社のIR活動事例等を参考にした事前相談等に基づき対応いたします。

(情報開示の対象特定について)

1. 発生事実・発見事実について

社内の「緊急連絡網」により、発生事実や発見事実が速やかに社長並びに他の取締役に連絡される体制を整備しております。

2.決定事実について

「会社情報適時開示ガイドブック」等を参考にし、必要に応じて社外専門家に相談して、開示内容及び開示タイミングを決定いたします。

3. 決算情報について

45日以内に開示するべく、予算管理規程に沿って常に予算執行の進捗動向を把握するとともに事前計画・調整を行い、実績と環境を意識した開示準備体制としております。また、早期開示対応を可能とするべく、監査法人等の監査日程調整を事前に行い、開示日までの日程を作成して開示準備の進捗を管理しております。

2)変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ります。

具体的には、当社は取締役の早朝ミーティングにより、重要な事項の発生が認識された時点で、緊急対応の有無と担当取締役とを決定して、取締役間の情報共有を徹底しております。同時に、事柄の内容と性格に応じて、担当取締役からの初回報告の時機を設定し、必要に応じて社外専門家への相談等の実施を決定しております。

重要な事柄や経営の意思決定は取締役会にて決定します。緊急を要する場合には直ぐに臨時取締役会を開催して機関決定をいたします。決定事項に基づく業務執行の迅速性については、担当取締役以外の取締役が当該事項の業務執行について担当取締役の報告を求めることにより迅速性を確保しております。

また、当社は、取締役会の開催有無に係わらず、日常的に監査役と緊密に連絡をとっております。経営の意思決定を必要とする事項の発生が認識された時点で直ぐに、監査役にその内容と対処方針を報告して監査役の意見を求め、取締役による決定の参考にいたします。

3) 健全な企業倫理に基づくコンプライアンス体制を構築し、各ステークホルダーの信頼を得て、事業活動を展開いたします。

具体的には、当社の事業は、クライアント企業、情報を受け取る消費者、並びに従業員や地域など、社会的に大きな影響を与える可能性があるものであると認識しております。したがって当社のコンプライアンスは極めて重大であり重要であることの認識を社内で充分に徹底しております。当社の従業員は、常に倫理規程を基本とした行動規範に基づき行動するとともに、クライアント業界での広告規制等の習得や他社の広告事例の検討を実施しております。

社内コンプライアンス体制の強化として、内部通報制度を制定し運用しております。さらに、当社の事業活動に関連する法令並びに諸規則遵守の徹底及び法令違反が発生した場合の対応について、「法令違反防止および対策規程」を制定しております。同規程の実施により、法令遵守の社内責任体制を明確にした上で、法令違反の発生を未然に防止する体制を整備しております。また、万が一、法令違反が発生した場合には、直ぐに事実調査と関係官庁へ報告及び情報開示をおこなうとともに、速やかな再発防止対策の決定実行のための社内体制を整備しております。

4) 今後も企業の成長に応じて、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標と いたします。

具体的には、当社は小規模組織であることの長所を充分に活かし、当社の状況の変化、環境の変化、並びに金融商品取引法の要請事項について迅速に対応するべく、コーポレート・ガバナンス体制の修正変更が必要な場合には、年度の途中であるか否かに係わらず、直ぐに検討し社外専門家の意見を参考にして、修正変更を実施いたします(例:業務フローの修正や発生リスクに対する事前管理の補完)。

また、平成19年4月9日開催取締役会において会社法に基づき「内部統制の基本方針及び体制」を決議し、平成19年9月27日開催取締役会において、金融商品取引法等に基づき「内部統制の基本計画及び方針」を決議しております。その後も、毎年度初めまでに社外専門家の意見を参考にして、継続的にコーポレート・ガバナンス体制修正変更の必要性の有無について確認を実施しております。

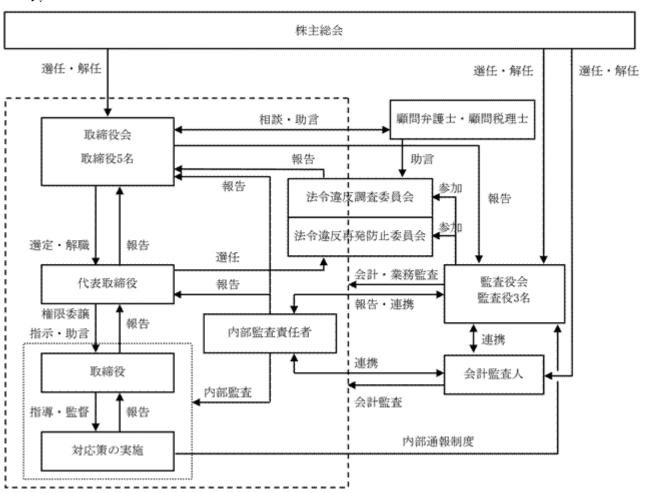
コーポレート・ガバナンスに対する施策の実施状況

- A) 会社の機関設計
- 1) 会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関は、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人であります。

2) 会社の機関と内部統制の関係

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は、有価証券報告書提出日現在下記のとおりであります。



3) 会社の機関及び機能について

1. 取締役会

当社の取締役会は、当社の現状の規模並びに意思決定の迅速性を重要と考え、取締役5名で構成されており、原則月1回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社規程に定められた経営に関する重要事項を決議し、業務執行の進捗確認と報告及び各取締役の業務執行を監督しております。月次決算については、定例取締役会において予算と実績の比較検討を行い、迅速な経営判断に努めております。また、監査役の取締役会出席により、取締役の職務執行を監視するとともに、社外監査役との意見交換を通じて、会社見解と社会情勢等との乖離が生じていないかの確認をしております。

2. 監査役及び監査役会

当社は、監査役3名(うち1名は常勤監査役、うち2名は非常勤、社外監査役)で監査役会を構成し、監査役会で決定された監査役会規程に基づき策定された監査方針及び監査計画によって会計監査及び業務監査を実施しております。監査役は、取締役会及び重要な会議への出席、会社の会計帳簿及び会社財産の調査、並びに各部門の業務執行状況を調査して、不正行為または法令もしくは定款、規程に違反する事実の発生防止に努めております。また、監査役会は、監査法人及び内部監査責任者との緊密な情報交換を実施して、適切な三様監査を実現するべく相互の連携を図っております。

3. 内部監査責任者

当社は、小規模組織に適した内部監査機能を確保するべく、内部監査の専任部門設置に代えて代表取締役が内部監査責任者2名を任命し、内部監査責任者が内部監査計画の策定及び内部監査の実施を行っております。内部監査責任者は、管理部を除く部門の監査は取締役管理部長が、管理部の監査は取締役営業部長が任命され、内部監査内容及び結果はすべて代表取締役並びに取締役会に報告しております。内部監査責任者は、不正行為を未然に防止するために、及び効率的な業務執行のために、被監査部門に対して改善事項の指摘と指導を行い、被監査部門は業務改善を実施しその状況を報告します。このように業務改善を通じて、遵法経営の確保及び効率的な業務執行による会社の業績向上に寄与することを目的として実効性の高い内部監査を実施しております。なお、監査法人とは内部監査の状況並びにその結果に関する情報について相互に意見交換を行うなどの連携を図っております。

4. 法令遵守責任者

当社は、法令遵守の重要性を充分に認識し、日常の業務遂行において法令違反の発生がないように万全を期しております。法令遵守の徹底についての責任者を設定し、日常業務の遂行において法令遵守について疑義が生じたときには社員は法令遵守責任者の指示に従うこととしております。法令遵守責任者は、常に関連法令の改訂や運用・解釈の情報を収集し精通するとともに、必要に応じて社外の専門機関や専門家の意見を入手して、法令遵守について誤った判断を防止することに努めております。

5. 法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会

万が一、法令違反の事実が発生した場合には、直ぐに法令違反調査委員会により事実関係の調査を実行し取締役会に報告することとしております。また、法令違反調査委員会の調査報告をもとに、法令違反再発防止委員会により速やかに再発防止対策を検討し取締役会に報告し、取締役会が再発防止対策及び実施責任者を決定し実行いたします。法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会の委員には、監査役が参加することとしております。

6.会計監査人

当社は、監査法人ハイビスカスを会計監査人に選任して監査契約を締結しており、会計処理や決算内容について監査を受けております。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

監査法人ハイビスカス代表社員 堀 俊介

監査法人ハイビスカス代表社員 大塚 克幸

(注)継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

口) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

B) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保することを目的として、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

- 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1. 倫理規程を制定実施して、取締役並びに従業員が法令及び定款を遵守することの徹底を図っております。
- 2. 監査役は、取締役並びに従業員の業務執行が法令及び定款に違反する事実または恐れがないかを監査しております。
- 3. 内部監査責任者は、取締役並びに従業員の法令及び定款遵守状況を監査し代表取締役並びに取締役会に報告するとともに、監査役と連携をとり、取締役並びに従業員の法令及び定款遵守について問題が発生することを未然に防止するべく努めております。
- 4. 当社は、法律事務所及び税務会計事務所と顧問契約を締結し、経営全般に亘って適宜相談し、助言等を受けております。
- 5. 当社は、内部通報制度を設け、従業員が、業務執行に関して法令及び定款等に違反する事実または恐れがあると認識した場合には、直接に監査役に対してその旨を通報できる体制を整備しております。
- 6. 当社は、社内法令遵守責任者を設定して法令遵守の徹底を強化し、法令違反の発生を未然に防止する体制を整備しております。万が一、法令違反が発生した場合には、法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会により、事実関係の調査及び再発防止対策を検討して取締役会に報告し、適切な情報開示及び再発防止対策を決定し実行する体制を整備しております。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる環境を整備しております。

- 3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1. 当社は、小規模である機動性を強みとして活かすべく、毎日早朝に原則取締役5名によるミーティングを実施しております。この早朝ミーティングでは、主に日々の業務執行の進捗並びに問題点とその対策を協議しており、取締役全員の情報の共有を通じて、潜在的なリスクの発見とその顕在化の未然防止、及び顕在化したリスクへの迅速な対処を最重要目的としております。新たに発見された、または、新たに発生したリスクについては、速やかに担当取締役を定め、当該リスクへの対処の状況について随時進捗を確認しております。
- 2. 緊急事態が発生した場合に備え、社内の連絡体制と電話番号に加えて、社外の広告媒体各社及び外注先の緊急連絡先を含めた緊急時連絡網を整備して、緊急時の連絡を迅速に、かつ漏れなく実施する体制を整備しております。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

組織規程、職務権限規程、稟議決裁規程及び取締役会規程等に基づき、取締役の職務を執行するとともに、以下の方針により取締役の職務執行の効率化を図っております。

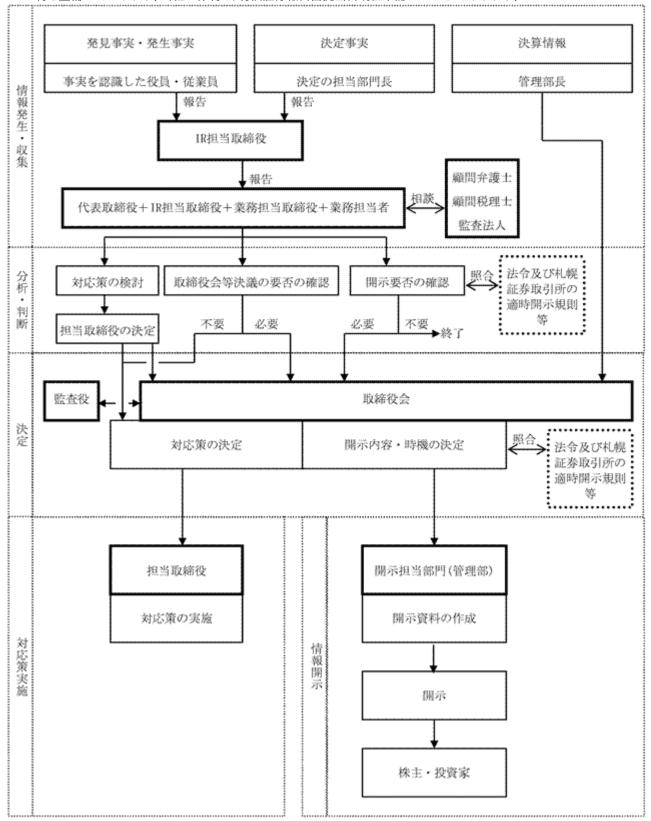
- 1. 職務権限委譲と職務権限・決裁基準の策定
- 2. 取締役会による中期経営計画、年度経営計画の策定と、予算管理規程に基づく年度、半期、四半期及び月次予算の予算設定と実績管理の実施
- 3. 取締役会による毎月度月次予算実績分析検討の実施
- 4. 取締役早朝ミーティング等による取締役間における情報共有化の徹底により、迅速かつ適格な問題点の有無の確認、並びに対策の検討と実施
- 5. 内部監査の実施を通じて、取締役の職務執行が法令及び定款等、各規程、並びに経営計画に準拠して効率的に行われているかについての確認

5) 監査役の監査に関する体制

- 1. 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定の状況を把握するとともに必要に応じて意見を述べております。また、全体会議など重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握しております。
- 2. 監査役は定期的に、また必要に応じて代表取締役と会合をもち意見交換を実施しております。
- 3. 監査役は、監査法人及び内部監査責任者と緊密な連携を保ち、必要に応じて監査法人監査並びに内部監査の状況について報告を求めております。
- 4.監査役は、取締役及び使用人に対して職務執行を調査し、また会社財産を調査する権限を有しており、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができます。
- 5. 取締役及び使用人は、会社の財産、経営等に著しい影響を及ぼす可能性がある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告をすることとしております。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役がその使用人を選定して監査役の職務を補助することとし、当該使用人はその任を解かれるまでの間において、取締役から独立し監査役の指示に従うこととする体制としております。

緊急事態対応及び情報適時開示の体制

当社は迅速な経営判断とともに情報適時開示の重要性を認識し、積極的に情報開示に努めるとの方針のもとに、当社の業績に影響を与える、あるいは与える可能性のある事項についての、緊急事態対応及び情報適時開示に関する体制を整備しております。当社の体制は、有価証券報告書提出日現在下記のとおりであります。



役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお、社外監査役2名には報酬を支払っておりません。

取締役及び監査役に対する報酬

取締役5名に支払った報酬

45,780千円

監査役1名に支払った報酬

1,920千円

計

47,700千円

なお、上記の記載金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含んでおりません。

会社と会社の社外監査役との関係

社外監査役2名と当社とは、人的関係、取引関係及び利害関係はありません。なお、有価証券報告書提出日現在下記に記載のとおり資本関係があります。

非常勤 社外監査役 菅井 朗 (資本関係はありません。)

非常勤 社外監査役 森岡 幸人 (普通株式10,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.92%)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する社外監査役の責任について、善意かつ 重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、有価証券報告 書提出日現在、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。当該責任免除が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における取締役選任決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を取締役会決議により可能とする旨定款に定めております。これは、剰余金の配当(中間配当)を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業 | 美年度 | 当事業年度 | | |
|---------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--|
| 監査証明業務に基づく報酬 (円) | 非監査業務に基づく報酬 (円) | 監査証明業務に基づく報酬 円) | 非監査業務に基づく報酬 (円) | |
| - | - | 6,650,000 | | |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】 該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の規模並びに業務内容の特性に基づき、監査日数を勘案して会計監査人と協議のうえ決定しております。

第5【経理の状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年7月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年7月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成19年7月1日から平成20年6月30日まで)及び当事業年度(平成20年7月1日から平成21年6月30日まで)の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

3.連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成20年 6 月30日) | 当事業年度 (平成21年6月30日) |
|---------------|-------------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 365,865 | 355,290 |
| 受取手形 | 19,706 | 1,717 |
| 売掛金 | 176,351 | 149,928 |
| 制作支出金 | 1,288 | 2,884 |
| 貯蔵品 | - | 491 |
| 前渡金 | - | 3,546 |
| 前払費用 | 13,682 | 9,993 |
| 繰延税金資産 | 1,534 | 2,181 |
| その他 | 5,964 | 5,003 |
| 貸倒引当金 | 1,092 | 1,440 |
| 流動資産合計 | 583,301 | 529,597 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 11,850 | 11,850 |
| 減価償却累計額 | 329 | 2,253 |
| 建物(純額) | 11,520 | 9,596 |
| 車両運搬具 | 686 | 686 |
| 減価償却累計額 | 550 | 594 |
| 車両運搬具(純額) | 135 | 92 |
| 工具、器具及び備品 | 17,864 | 18,047 |
| 減価償却累計額 | 3,814 | 8,196 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 14,050 | 9,850 |
| リース資産 | - | 4,070 |
| 減価償却累計額 | <u> </u> | 189 |
| リース資産(純額) | <u> </u> | 3,880 |
| 有形固定資産合計 | 25,707 | 23,421 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 3,358 | 3,891 |
| 電話加入権 | 821 | 821 |
| 無形固定資産合計 | 4,180 | 4,712 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,798 | 3,921 |
| 破産更生債権等 | 1,029 | 4,052 |
| 保険積立金 | 6,770 | 7,091 |
| 差入保証金 | 12,803 | 12,744 |
| 会員権 | 584 | 373 |
| 繰延税金資産 | - | 588 |
| 貸倒引当金 | 1,029 | 4,245 |
| 投資その他の資産合計 | 23,957 | 24,525 |
| 固定資産合計 | 53,845 | 52,659 |
| 資産合計 | 637,147 | 582,256 |

| | 前事業年度 (平成20年 6 月30日) | 当事業年度 (平成21年 6 月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 134,901 | 101,262 |
| 買掛金 | 101,574 | 76,489 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 154 | - |
| リース債務 | - | 1,179 |
| 未払金 | 9,374 | 6,226 |
| 未払費用 | 2,652 | 3,040 |
| 未払法人税等 | 17,938 | 8,345 |
| 未払消費税等 | 3,243 | 2,332 |
| 預り金 | 5,405 | 4,074 |
| その他 | | 231 |
| 流動負債合計 | 275,244 | 203,182 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | - | 2,828 |
| 繰延税金負債 | 659 | - |
| 固定負債合計 | 659 | 2,828 |
| 負債合計 | 275,903 | 206,010 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 135,500 | 135,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 45,500 | 45,500 |
| 資本剰余金合計 | 45,500 | 45,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 22,500 | 22,500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 105,000 | 128,000 |
| 繰越利益剰余金 | 51,770 | 45,379 |
| 利益剰余金合計 | 179,270 | 195,879 |
| 株主資本合計 | 360,270 | 376,879 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 972 | 633 |
| 評価・換算差額等合計 | 972 | 633 |
| 純資産合計 | 361,243 | 376,245 |
| 負債純資産合計 | 637,147 | 582,256 |

(単位:千円)

【損益計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 平成19年7月1日 (自 平成20年7月1日 至 平成20年6月30日) 至 平成21年6月30日) 売上高 1.613.978 1.519.380 1,284,397 1,233,402 売上原価 売上総利益 329,580 285,978 234,479 244,841 販売費及び一般管理費 営業利益 95,101 41,137 営業外収益 受取利息 638 982 受取配当金 72 212 受取手数料 67 6 保険解約返戻金 10,816 その他 91 1,323 営業外収益合計 13,202 1,009 営業外費用 支払利息 36 3,435 株式交付費 上場費用 12,516 固定資産除却損 177 その他 83 39 253 営業外費用合計 16,035 経常利益 80,075 54,086 特別損失 2 1,577 固定資産除却損 _ 本社移転関連費用 2,046 投資有価証券売却損 40 投資有価証券評価損 93 会員権評価損 393 特別損失合計 3,624 527 税引前当期純利益 76,451 53,558 法人税、住民税及び事業税 33,743 24,755 法人税等調整額 381 805 法人税等合計 33,362 23,949 当期純利益 43,089 29,609

【売上原価明細書】

| | | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | | 当事業年度 (自 平成20年7月1 至 平成21年6月30 | |
|-----------------|-------|--|------------|-------------------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 当期取扱仕入高 制作原価 | | 718,888 | 56.0 | 712,304 | 57.8 |
| 1.外注費 | | 502,339 | | 457,205 | |
| 2 . 労務費 | | 54,121 | | 53,983 | |
| 3 . その他 | | 9,048 | | 9,908 | |
| 制作原価計 | | 565,509 | 44.0 | 521,097 | 42.2 |
| 当期売上原価 | | 1,284,397 | 100.0 | 1,233,402 | 100.0 |

(単位:千円)

【株主資本等変動計算書】

| | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
|----------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 90,000 | 135,500 |
| 当期变動額 | | |
| 新株の発行 | 45,500 | - |
| 当期変動額合計 | 45,500 | - |
| 当期末残高 | 135,500 | 135,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | - | 45,500 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 45,500 | - |
| 当期変動額合計 | 45,500 | - |
| 当期末残高 | 45,500 | 45,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 7,500 | 22,500 |
| 当期変動額 | | |
| 利益準備金の積立 | 15,000 | - |
| 当期変動額合計 | 15,000 | - |
| 当期末残高 | 22,500 | 22,500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 75,000 | 105,000 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の積立 | 30,000 | 23,000 |
| 当期変動額合計 | 30,000 | 23,000 |
| 当期末残高 | 105,000 | 128,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 62,081 | 51,770 |
| 当期変動額 | | |
| 利益準備金の積立 | 15,000 | - |
| 別途積立金の積立 | 30,000 | 23,000 |
| 剰余金の配当 | 8,400 | 13,000 |
| 当期純利益 | 43,089 | 29,609 |
| 当期変動額合計 | 10,310 | 6,390 |
| 当期末残高 | 51,770 | 45,379 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 144,581 | 179,270 |
| 当期変動額 | 0.100 | 10.000 |
| 剰余金の配当 | 8,400 | 13,000 |
| 当期純利益 | 43,089 | 29,609 |
| 当期変動額合計 | 34,689 | 16,609 |
| 当期末残高 | 179,270 | 195,879 |

| | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
|----------------------------|--|--|
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 234,581 | 360,270 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 91,000 | - |
| 剰余金の配当 | 8,400 | 13,000 |
| 当期純利益 | 43,089 | 29,609 |
| 当期変動額合計 | 125,689 | 16,609 |
| 当期末残高 | 360,270 | 376,879 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 1,610 | 972 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額) | 637 | 1,606 |
| 当期変動額合計 | 637 | 1,606 |
| 当期末残高 | 972 | 633 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 1,610 | 972 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額) | 637 | 1,606 |
| 当期変動額合計 | 637 | 1,606 |
| 当期末残高 | 972 | 633 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 236,191 | 361,243 |
| 当期变動額 | | |
| 新株の発行 | 91,000 | - |
| 剰余金の配当 | 8,400 | 13,000 |
| 当期純利益 | 43,089 | 29,609 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 637 | 1,606 |
| 当期变動額合計 | 125,051 | 15,002 |
| 当期末残高 | 361,243 | 376,245 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
|-----------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 76,451 | 53,558 |
| 減価償却費 | 4,140 | 7,804 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 1,314 | 3,564 |
| 受取利息及び受取配当金 | 851 | 1,055 |
| 株式交付費 | 3,435 | - |
| 固定資産除却損 | 1,577 | 177 |
| 支払利息 | - | 36 |
| 会員権評価損 | - | 200 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 30,214 | 44,411 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 5,273 | 2,087 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 1,537 | 781 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 16,672 | 62,270 |
| 役員賞与の支払額 | 4,100 | - |
| その他 | 10,463 | 5,583 |
| 小計 | 61,700 | 37,974 |
| 利息及び配当金の受取額 | 466 | 1,238 |
| 利息の支払額 | - | 36 |
| 法人税等の支払額 | 30,578 | 34,080 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 31,587 | 5,096 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 265,500 | 129,500 |
| 定期預金の払戻による収入 | 75,000 | 142,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 26,308 | 321 |
| 無形固定資産の取得による支出 | - | 2,933 |
| 敷金の差入による支出 | 10,912 | - |
| 敷金の回収による収入 | - | 3,672 |
| 投資有価証券の取得による支出 | - | 2,952 |
| その他 | 439 | 23 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 228,159 | 9,942 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | 552 | 154 |
| 株式の発行による収入 | 87,564 | - |
| リース債務の返済による支出 | · - | 191 |
| 配当金の支払額 | 8,400 | 12,768 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 78,612 | 13,113 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 117,959 | 1,924 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 218,325 | 100,365 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 100,365 | 102,290 |
| 坑並以び坑並門守彻の朔不伐同 | 100,505 | 102,270 |

【重要な会計方針】

| 単女は云川川町』 | _ | |
|-------------------------|--|--|
| 項目 | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
| 1 . 有価証券の評価基準及 び評価方法 | その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 | その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 |
| 2.たな卸資産の評価基準 及び評価方法 | 個別法による原価法を採用しております。 | 同左 |
| 3.固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な 耐用年数は以下のとおりです。 建物 10~15年 工具、器具及び備品 4~6年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 ただし、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用見込可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しており ます。 | (1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を、リース契約上に残価保証の取決めが あるものは当該残価保証額、それ以外の ものは零とする定額法によっておりま す。 |
| 4 . 繰延資産の処理方法 | 株式交付費 支出時に全額費用として処理しており ます。 | |
| 5 . 引当金の計上基準 | (1)貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に債権 の回収可能性を検討し、回収不能見込額 を計上しております。 | (1)貸倒引当金 同左 |
| 6.収益の計上基準 | (1) 媒体広告売上 雑誌・新聞については広告掲載日、テレビ・ラジオについては、放送日によっております。 (2) 販促物納入売上 販促物の納入日によっております。 | (1)媒体広告売上 同左 (2)販促物納入売上 同左 |

| | | 1 |
|-------------------------------------|--|--|
| 項目 | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
| 項目 | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
| 7 . リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引については、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっておりま す。 | |
| 8 . キャッシュ・フロー計 算書における資金の範 囲 | 手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。 | 同左 |
| 9 . その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項 | 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 | 同左 |

【会計処理方法の変更】

| 【公司是经历公司 | |
|----------------------|----------------------------------|
| 前事業年度 (自 平成19年7月1日 | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 |
| 至 平成20年6月30日) | 至 平成21年 6 月30日) |
| | (リース取引に関する会計基準) |
| | 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従 |
| | 来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており |
| | ましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基 |
| | 準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会 |
| | 計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び |
| | 「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計 |
| | 基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計 |
| | 士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を |
| | 適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に |
| | よっております。 |
| | これにより、営業利益は26千円増加、経常利益並びに税引 |
| | 前当期純利益は、それぞれ8千円減少しております。 |
| | なお、リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有 |
| | 権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き |
| | 通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用し |
| | ております。 |

【追加情報】

| 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
|--|--|
| (外形標準課税制度) | |
| 当社は、当事業年度より資本金が1億円超となったこと | |
| に伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課 | |
| 税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」 | |
| (平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 | |
| 12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割につい | |
| ては販売費及び一般管理費に計上しております。 | |
| この結果、販売費及び一般管理費が1,418千円増加し、営 | |
| 業利益、経常利益、税引前当期純利益が同額減少しておりま | |
| , 호, | |
| また、これに伴い税効果会計に使用する法定実効税率を | |
| 41.7%から40.4%に変更しております。なお、この変更によ | |
| る影響は軽微であります。 | |

【注記事項】

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 | 当事業年度 | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|--|--|--|
| (平成20年6月30日) | (平成21年 6 月30日) | | | |
| 1 . 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れ | 1 . 広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れ | | | |
| ております。 | ております。 | | | |
| 現金及び預金 15,200千円 | 現金及び預金 15,200千円 | | | |
| 差入保証金 1,461千円 | 差入保証金 1,461千円 | | | |
| 計 16,661千円 | 計 16,661千円 | | | |
| 2 . 制作支出金 | 2 . 制作支出金 | | | |
| 広告物の制作等は工程毎にそれぞれの外注先を使用 | 同左 | | | |
| しております。よって制作工程の途中にあるもので、す | | | | |
| でに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払 | | | | |
| 額及び支払の確定した金額を集計したものでありま | | | | |
| す。 | | | | |

(損益計算書関係)

| (浜皿竹井自风心 / | | | | |
|---|--------------|--|------------|--|
| 前事業 ⁴ (自 平成19年 至 平成20年 | 7月1日 | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) | | |
| 1.販売費に属する費用のおおよその割合は50%、一般 | | 1.販売費に属する費用のおおよその割合は52%、一般 | | |
| 管理費に属するおおよその | 割合は50%であります。 | 管理費に属するおおよその割合は48%であります。 | | |
| 主要な費目及び金額は次 | のとおりであります。 | 主要な費目及び金額は次の | Dとおりであります。 | |
| 役員報酬 | 47,540千円 | 役員報酬 | 47,700千円 | |
| 役員賞与 | 3,800千円 | 給与手当 | 78,262千円 | |
| 給与手当 | 76,107千円 | 法定福利費 | 13,523千円 | |
| 法定福利費 | 13,494千円 | 減価償却費 | 6,412千円 | |
| 減価償却費 | 2,275千円 | 支払賃借料 | 22,694千円 | |
| 支払賃借料 | 15,480千円 | 顧問料 | 14,620千円 | |
| 保険料 | 11,944千円 | 貸倒引当金繰入額 | 4,313千円 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,520千円 | | | |
| 2.固定資産除却損は、本社科 | 多転に伴う旧本社事務所内 | | | |
| 装工事等の残存簿価除却による建物1,577千円であり | | | | |
| ます。 | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|----|---------|
| 普通株式(株) | 420,000 | 100,000 | - | 520,000 |

(注)発行済株式数の当期増加100,000株は公募増資による新株発行です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額(千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | | |
|--------------|-----------|----------------|-----------------|-------|-------|--------|-------|
| 平成19年 9 月27日 | 並活性十 | 9 400 | 20 | 平成19年 | 平成19年 | | |
| 定時株主総会 | 普通株式 | 8,400 | 8,400 | 8,400 | 20 | 6 月30日 | 9月28日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (千円) | 配当金の 原資 | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------|-----------|-----------------|--|---------------------|-------|-------|
| 平成20年 9 月26日 | 普通株式 | 12 000 | 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 25 | 平成20年 | 平成20年 |
| 定時株主総会 | 百週休式 | 13,000 | 利益剰余金 | 25 | 6月30日 | 9月29日 |

当事業年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 520,000 | - | - | 520,000 |

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額(千円) | 1 株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|-----------|----------------|------------------|--------|-------|
| 平成20年9月26日 | 並洛州十 | 12 000 | 25 | 平成20年 | 平成20年 |
| 定時株主総会 | 普通株式 | 13,000 | 25 | 6 月30日 | 9月29日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額(千円) | 配当金の 原資 | 1 株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------|-----------|----------------|--|---------------------|--------|--------|
| 平成21年 9 月25日 | 並洛州十 | 10 100 | 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | 20 | 平成21年 | 平成21年 |
| 定時株主総会 | 普通株式 | 10,400 | 利益剰余金 | 20 | 6 月30日 | 9 月28日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| (コアクノユ ノロ 町井自園が | , | | | |
|--------------------------|----------|-------------------|-------------|--|
| 前事業年度 | | 当事業年度 | | |
| (自 平成19年7月1日 | | (自 平成20年7月1日 | | |
| 至 平成20年6月30日) | | 至 平成21年6月30日) | | |
| 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ | | 現金及び現金同等物の期末残高と貸借 | 対照表に掲記さ | |
| れている科目の金額との関係 | | れている科目の金額との関係 | | |
| (平成20年 | 6月30日現在) | (平成21年 | F 6 月30日現在) | |
| | (千円) | | (千円) | |
| 現金及び預金勘定 | 365,865 | 現金及び預金勘定 | 355,290 | |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 265,500 | 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 253,000 | |
| 現金及び現金同等物 | 100,365 | 現金及び現金同等物 | 102,290 | |
| | | | | |

(リース取引関係)

| 前事業年度 |
|---------------|
| (自 平成19年7月1日 |
| 至 平成20年6月30日) |

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相 当額 (千円) | 減価償却累計 額相当額 (千円) | 期末残高相 当額 (千円) |
|---------------|---------------------|------------------------|---------------------|
| 車両運搬具 | 9,700 | 4,845 | 4,855 |
| 工具、器具及び 備品 | 2,850 | 427 | 2,422 |
| 合計 | 12,250 | 5,272 | 7,277 |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内5,488千円1年超1,911千円合計7,400千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料1,728千円減価償却費相当額1,567千円支払利息相当額169千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息 法によっております。

(6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっており、その内容は次のとおりであり ます。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | |
|-----------------|---------|------------|---------|--|
| TO 000777 | (千円) | | (TD) | |
| 工具、器具及び 備品 | 2,850 | 997 | 1,852 | |
| 合計 | 2,850 | 997 | 1,852 | |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内564千円1年超1,347千円合計1,911千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料625千円減価償却費相当額570千円支払利息相当額81千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息 法によっております。

(6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年6月30日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

- 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの該当事項はありません。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------------|---------|--------------|------------------|------------|
| | (1) 株式 | 1,842 | 3,550 | 1,708 |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を招きるよの | 社債 | - | - | - |
| を超えるもの | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | 1,842 | 3,550 | 1,708 |
| | (1)株式 | 134 | 58 | 76 |
| | (2)債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価 | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| を超えないもの | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 134 | 58 | 76 |
| 合計 | | 1,977 | 3,608 | 1,631 |

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年7月1日 至平成20年6月30日) 該当事項はありません。

5.時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 貸借対照表計上額(千円) | | |
|---------|--------------|--|--|
| その他有価証券 | | | |
| 非上場株式 | 190 | | |

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額該当事項はありません。

当事業年度(平成21年6月30日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

- 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの該当事項はありません。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------|---------|--------------|------------------|--------------|
| | (1) 株式 | 1,080 | 1,108 | 28 |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価 | 社債 | - | - | - |
| を超えるもの | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | 1,080 | 1,108 | 28 |
| | (1)株式 | 3,714 | 2,623 | 1,091 |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価 | 社債 | - | - | - |
| を超えないもの | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 3,714 | 2,623 | 1,091 |
| 合註 | † | 4,794 | 3,731 | 1,063 |

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)

| 売却額(千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|---------|----------------|----------------|
| 0 | - | 40 |

5.時価評価されていない主な有価証券の内容

| | 貸借対照表計上額 (千円) | |
|---------|-----------------|--|
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 190 | |

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)及び当事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)ともに、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要 当社は特定退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務は、特定退職金共済制度が確定拠出であるため、残高はありません。

3.退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
|----------------|--|--|
| 特定退職金共済掛金 (千円) | 1,312 | 1,495 |

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)

- 1.ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------|--------------------------|---------------------------|--------------------|
| 付与対象者の | 기건 쓰는 40년 | 当社取締役 3名 | 1/社団(森伊) · 克 |
| 区分及び人数 | 当社従業員 13名 | 当社監査役 1名 | 当社取締役 2名 |
| 株式の種類別 | | | |
| のストック・ | 並 | 並 ² 井十 0 000th | 並落性士 45 000世 |
| オプションの | 普通株式 17,700株 | 普通株式 9,000株 | 普通株式 15,000株 |
| 数(注) | | | |
| 付与日 | 平成18年11月30日 | 平成18年11月30日 | 平成18年11月30日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めておりませんが、権 | 同左 | 権利確定条件は定めておりません |
| | 利行使条件を次のように付しておりま | | が、権利行使条件を次のように付 |
| | す。 | | しております。 |
| | (新株予約権の行使の条件) | | (新株予約権の行使の条件) |
| | 新株予約権者が次の各号のいずれかに | | 新株予約権者が次の各号のいずれ |
| | 該当することとなった場合、各号記載の | | かに該当することとなった場合、 |
| | 時点において本新株予約権は行使する | | 各号記載の時点において本新株予 |
| | ことができなくなるものとする。 | | 約権は行使することができなくな |
| | (1)本新株予約権を行使する以前に当会 | | るものとする。 |
| | 社または当会社グループ (将来の当会 | | (1)本新株予約権を行使する以前 |
| | 社グループを含む)の子会社の取締役、 | | に当会社または当会社グループ |
| | 監査役または従業員たる地位を失った | | (将来の当会社グループを含む) |
| | 場合・・・当該事実に該当した時 | | の子会社の取締役、監査役または |
| | (2)新株予約権者が死亡した場合・・・ | | 従業員たる地位を失った場合・・ |
| | 当該事実に該当した時 | | ・当該事実に該当した時 |
| | (3)新株予約権者が、付与された権利の | | (2)新株予約権者が死亡した場合 |
| | 譲渡、質入れその他の処分をした場合・ | | ・・・当該事実に該当した時 |
| | ・・当該事実に該当した時 | | (3)前2号以外の新株予約権の権 |
| | (4)前3号以外の新株予約権の権利行使 | | 利行使の条件については、取締役 |
| | の条件については、取締役会決議に基づ | | 会決議に基づき、当会社が決定で |
| | き、当会社が決定できるものとする。 | | きるものとする。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成20年11月16日から平成23年 6 月30 | 同左 | 平成18年12月1日から平成25年6 |
| | 日まで | | 月30日まで |

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 17,200 | 9,000 | - |
| 付与 | - | - | • |
| 失効 | 2,000 | - | ı |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | 15,200 | 9,000 | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | 15,000 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | ı |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | 15,000 |

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格 (円) | 500 | 500 | 500 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 | | | |
| (円) | • | - | • |

3.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

- 4.ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一株当たりの株価 508円

一株当たりの権利行使価格 500円

一株当たりの本源的価値 8円

ストック・オプションの総数 39,200個

本源的価値の合計額 313千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)

- 1.ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|------------------------------------|---|----------------------|---|
| 付与対象者の 区分及び人数 | 当社従業員 13名 | 当社取締役 3名 当社監査役 1名 | 当社取締役 2名 |
| 株式の種類別 のストック・ オプションの 数(注) | 普通株式 17,700株 | 普通株式 9,000株 | 普通株式 15,000株 |
| 付与日 | 平成18年11月30日 | 平成18年11月30日 | 平成18年11月30日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 (新株予約権の行使の条件) 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株予約権は行使することができなくなるものとする。 (1)本新株予約権を行使する以前に当会社グループを含む)の子会社の取締合とは従業員たる地位を失った場合・・・当該事実に該当した時(2)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実に該当した時(3)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実に該当した時(3)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実に該当した時(4)前3号以外の新株予約権の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当会社が決定できるものとする。 | 同左 | 権利確定条件は定めておりませんが、権利行使条件を次のように付しております。 (新株予約権の行使の条件) 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載の時点において本新株へるものとする。 (1)本新株予約権を行使する以前に当会社グループを含むした場合の子会社グループを含むした場合の子会社の取締役、監査役また・・当該事実に該当した時(2)新株予約権者が死亡した場合・・・当該事実に該当した時(3)前2号以外の新株予約権の条件については、取締役会決議に基づき、当会社が決定できるものとする。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成20年11月16日から平成23年6月30 日まで | 同左 | 平成18年12月1日から平成25年6 月30日まで |

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 15,200 | 9,000 | - |
| 付与 | • | • | - |
| 失効 | 500 | • | - |
| 権利確定 | 14,700 | 9,000 | - |
| 未確定残 | - | • | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | 15,000 |
| 権利確定 | 14,700 | 9,000 | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | 1,500 | - | - |
| 未行使残 | 13,200 | 9,000 | 15,000 |

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格 (円) | 500 | 500 | 500 |
| 行使時平均株価 (円) | - | | - |
| 付与日における公正な評価単価 | | | |
| (円) | - | • | • |

3.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

- 4.ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
 - 一株当たりの株価が権利行使価格を下回っているため、該当事項はありません。
- (2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額該当事項はありません。

(税効果会計関係)

| (祝知未安計第) | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|--|--|
| 前事業年度 | 当事業年度 | | |
| (平成20年6月30日) | (平成21年6月30日) | | |
| 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 | | | |
| 内訳 | 内訳 | | |
| 繰延税金資産(流動) (千円) | 繰延税金資産(流動) (千円) | | |
| 一括償却資産償却超過額 20 | 貸倒引当金繰入額否認 1,369 | | |
| 未払事業税否認1,514 | 未払事業税否認 811 | | |
| 繰延税金資産計 1,534 | 繰延税金資産計 <u>2,181</u> | | |
| | | | |
| 繰延税金資産 (固定) | 繰延税金資産(固定) | | |
| - | その他有価証券評価差額金 429 | | |
| ————————————————————————————————————— | その他 159 | | |
| その他有価証券評価差額金 659 | | | |
| | | | |
| | 繰延税金負債(固定) | | |
| | - | | |
| | | | |
| 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 | × 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | |
| との差異の原因となった主な項目別の内訳 | との差異の原因となった主な項目別の内訳 | | |
| 法定実効税率 40.4% | 法定実効税率 40.4% | | |
| (調整) | (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8% | | |
| その他 0.4% | 住民税均等割 1.5% | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.6% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.7% | | |

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年7月1日 至平成20年6月30日) 持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日) 持分法を適用すべき子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成19年7月1日 至平成20年6月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) | |
|--|-----------------------------|---|----------------------------------|
| 1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額 潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 | 694.70円 94.42円 94.34円 | 1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額 潜在株式調整後1株当たり当期約 希薄化効果を有している潜在株式 しておりません。 | 723.55円 56.94円 拒利益金額については、 |

(注)1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日) | 当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日) |
|---------------------|--|--|
| 1 株当たり当期純利益金額 | ± 17,020 + 07,130 | <u> </u> |
| 当期純利益(千円) | 43,089 | 29,609 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 43,089 | 29,609 |
| 期中平均株式数(株) | 456,339 | 520,000 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | | |
| 普通株式増加数(株) | 402 | - |
| (うち新株予約権) | (402) | (-) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 | 新株予約権2種類 | 新株予約権3種類 |
| 後1株当たり当期純利益の算定に含めな | 第1回・第2回新株予約権 | 第1回・第2回新株予約権 |
| かった潜在株式の概要 | 新株予約権の数 24,200個 | 新株予約権の数 22,200個 |
| | 権利行使期間 平成20年11月16日 | 権利行使期間 平成20年11月16日 |
| | から平成23年 6 月30日まで | から平成23年 6 月30日まで |
| | | 第3回新株予約権 |
| | | 新株予約権の数 15,000個 |
| | | 権利行使期間 平成18年12月1日 |
| | | から平成25年 6 月30日まで |

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年7月1日 至平成20年6月30日) 該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年7月1日 至平成21年6月30日) 該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高(千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残 高(千円) |
|-----------|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 11,850 | - | - | 11,850 | 2,253 | 1,923 | 9,596 |
| 車両運搬具 | 686 | - | - | 686 | 594 | 43 | 92 |
| 工具、器具及び備品 | 17,864 | 182 | - | 18,047 | 8,196 | 4,382 | 9,850 |
| リース資産 | - | 4,070 | - | 4,070 | 189 | 189 | 3,880 |
| 有形固定資産計 | 30,401 | 4,252 | i | 34,654 | 11,233 | 6,537 | 23,421 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウエア | - | - | - | 3,358 | 3,278 | 1,265 | 3,891 |
| 電話加入権 | - | - | - | 821 | - | - | 821 |
| 無形固定資産計 | - | - | - | 4,180 | 3,278 | 1,265 | 4,712 |

(注)1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

| リース資産 | 車両運搬具 | 4,070 |
|-------|-------|-------|
|-------|-------|-------|

2.無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|---------|
| 短期借入金 | - | ı | • | |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 154 | ı | • | 平成20年9月 |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | - | 1,179 | • | |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | ı | • | • |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | 2,828 | • | • |
| その他有利子負債 | - | ı | • | • |
| 計 | 154 | 4,008 | - | - |

- (注) 1.前事業年度末残高の1年以内に返済予定の長期借入金は、中小企業総合事業団からの中小企業倒産防止共済制度に基づく、無利息の借入であります。
 - 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 - 3.リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

| 区分 | 1年超2年以内 | 2 年超 3 年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|-------|---------|------------|---------|---------|
| | (千円) | (千円) | (千円) | (千円) |
| リース債務 | 2,828 | - | - | - |

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 2,121 | 5,685 | 1,029 | 1,092 | 5,685 |

⁽注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

| 区分 | 金額 (千円) |
|------|---------|
| 現金 | 933 |
| 預金 | |
| 当座預金 | 1,764 |
| 普通預金 | 99,592 |
| 定期預金 | 243,000 |
| 定期積金 | 10,000 |
| 小計 | 354,357 |
| 合計 | 355,290 |

口.受取手形

相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (千円) |
|-------------|---------|
| 北海荘建㈱ | 986 |
| (株)フィッシュランド | 730 |
| 合計 | 1,717 |

期日別内訳

| ļ | 期日別 | 金額 (千円) |
|-----------|-----|---------|
| 平成21年 9 月 | | 749 |
| 10月 | | 968 |
| | 合計 | 1,717 |

八.売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (千円) |
|---------------|---------|
| ㈱カネマツ | 57,595 |
| (株)須田製版 | 13,686 |
| 宗教法人ばらと霊園 | 9,887 |
| FM高松コミュニティ放送㈱ | 6,606 |
| (株)新日鉄都市開発 | 6,245 |
| その他 | 55,906 |
| 合計 | 149,928 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 破産更生債権 等への振替額 (千円) | 次期繰越高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|------------|---------------|---------------|--------------------------|------------|------------------------|------------------------------|
| (A) | (B) | (C) | - | (D) | (C) (A) + (B) × 100 | (A) + (D) 2 (B) 365 |
| 176,351 | 1,595,457 | 1,617,843 | 4,037 | 149,928 | 91.3 | 37.4 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

二.制作支出金

| 品目 | 金額 (千円) |
|---------|---------|
| 折込広告印刷物 | 591 |
| 撮影データ | 988 |
| デザイン制作物 | 390 |
| その他 | 915 |
| 合計 | 2,884 |

流動負債

イ.支払手形

相手先別内訳

| 相手先 | 金額 (千円) |
|--------------|---------|
| 東洋紙業㈱ | 54,321 |
| (株)龍文堂 | 10,916 |
| (株)文展美術印刷 | 9,982 |
| (株)ワールドクリエート | 6,420 |
| (株)DNP北海道 | 4,383 |
| その他 | 15,237 |
| 合計 | 101,262 |

期日別内訳

| | 期日別 | 金額(千円) |
|---------|-----|---------|
| 平成21年6月 | | 291 |
| 7月 | | 22,156 |
| 8月 | | 21,669 |
| 9月 | | 19,632 |
| 10月 | | 22,333 |
| 11月 | | 15,179 |
| | 合計 | 101,262 |

口.買掛金

| 相手先 | 金額 (千円) |
|---------------|---------|
| (株)道新サービスセンター | 12,102 |
| 東洋紙業㈱ | 10,136 |
| (株)須田製版 | 5,642 |
| (株) DNP 北海道 | 4,801 |
| ㈱北海道新聞社 | 3,478 |
| その他 | 40,328 |
| 合計 | 76,489 |

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| 事業年度 | 7月1日から6月30日まで |
|------------|-------------------------------------|
| 定時株主総会 | 9月中 |
| 基準日 | 6月30日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 6 月30日、12月31日 |
| 1 単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| | (特別口座) |
| 取扱場所 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号 |
| | 日本証券代行株式会社 本店 |
| | (特別口座) |
| 株主名簿管理人 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 |
| | 日本証券代行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| | 電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることが |
| | できない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 |
| 公告掲載方法 | なお、電子公告は当会社のホームページに掲載いたします。 ホームページの |
| | アドレスは次のとおりです。 |
| | http://www.ppi.jp |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- (注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に揚げる権利以外の権利を行使することができません。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に揚げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第34期(自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)平成20年9月29日北海道財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

第35期第1四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)平成20年11月14日北海道財務局長に提出。 第35期第2四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)平成21年2月10日北海道財務局長に提出。 第35期第3四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)平成21年5月12日北海道財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

上記(1)の有価証券報告書に係る訂正報告書 平成20年10月6日北海道財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社インサイト(E05740) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月26日

株式会社インサイト 取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 堀俊介 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大塚 克幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイトの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイトの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年9月25日

株式会社インサイト 取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 堀俊介 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚 克幸 印業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイトの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイトの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インサイトの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社インサイトが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。

^{2 .} 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。